XIII.カナダ (Canada)

# <目次 ~カナダ~>

第1章	金融制度概要	2
1. 金	<b>を融機関の種類</b>	2
(1)	商業銀行(chartered banks)	3
(2)	信託会社、貸付会社(trust companies, loan companies)	5
(3)	信用協同組織(co-operative credit movement)	5
2. 閨	告督官庁と指導体制	7
<b>3.</b> ス	カナダの金融制度の特徴	8
(1)	英国の影響	8
(2)	米国の経験からの学習	8
(3)	ブランチ・バンキングの発展	8
(4)	規制緩和の進展	8
(5)	金融制度改革	9
(6)	最近の金融規制・政策枠組みの改革	11
4. 剪	頁金保険制度の枠組み	13
(1)	預金保険機構(CDIC)加盟金融機関と対象商品	13
(2)	庶民金庫と信用組合の預金保険制度	14
第2章	郵便貯金の概要	16
1. 垂	『便貯金の現況等	16
2. 垂	『便貯金に関する議論	16
第3章	民間リテール金融機関の概要	19
1.	トロント・ドミニオン銀行	19
(1)	総資産、預金残高、融資残高、市場シェア	19
(2)	預金利子、預金条件、口座維持手数料、融資条件等の現状	20
(3)	提供商品(貯蓄商品、リスク性金融商品、保険商品、貸付商品等)の現状	21
(4)	子会社、関連会社への出資状況	21
(5)	ESG 投資	22
(6)	TCFD 提言への対応	23
<b>2.</b> ス	カナダ・ロイヤル銀行	23
(1)	総資産、預金残高、融資残高、市場シェア	23
(2)	預金利子、預金条件、口座維持手数料、融資条件等の現状	23
(3)	提供商品(貯蓄商品、リスク性金融商品、保険商品、貸付商品等)の現状	25
(4)	子会社、関連会社への出資状況	25
(5)	ESG 投資	26
(6)	TCFD 提言への対応	26
3. >	スコシアバンク	27
(1)	総資産、預金残高、融資残高、市場シェア	27
(2)	預金利子、預金条件、口座維持手数料、融資条件等の現状	27

(3)	提供商品(貯蓄商品、リスク性金融商品、保険商品、貸付商品等)の現状	28
(4)	子会社、関連会社への出資状況	28
(5)	ESG 投資	29
(6)	TCFD 提言への対応	30
4. 信	言用協同組織	30
(1)	庶民金庫の設立経緯・特徴	30
(2)	信用組合の設立経緯・特徴	30
(3)	信用協同組織の運営方法	31
(4)	信用協同組織における提供サービス	32
【参	考情報】デジャルダン連合会(Fédération des caisses Desjardins du Québec)	32
第4章	最近の金融動向と今後の展望	34
1. 金	è融ビジネスにおける DX、フィンテック、キャッシュレスの動向	34
(1)	フィンテックの動向	34
(2)	キャッシュレス化の状況	36
(3)	モバイル決済の動向	38
(4)	リテール決済に関する法規制の状況	38
(5)	リテール金融機関の顧客接点における <b>DX</b>	39
(6)	インターネット専業銀行	41
(7)	デジタル通貨導入に向けた動き	42
2. 垂	『便局金融を含めた金融包摂	43
(1)	格差に関する社会情勢・国民意識とそれらを背景とした格差是正政策	43
(2)	金融包摂政策における国、自治体、郵便局、銀行の関わり	44
(3)	提供される金融商品・サービス	45
(4)	政策評価と方向性	45
<b>3.</b> ₹	- の他	46
(1)	顧客データを活用したビジネス動向	46
(2)	リテール拠点における感染症対策	46
(3)	高齢化対策	47
<出京	所資料一覧>	49

# <略語集>

略語	原語(英語、フランス語)	日本語訳
AMF	Autorité des Marchés Financiers	金融市場庁
CDIC	Canada Deposit Insurance Corporation	カナダ預金保険機構
CMSBA	Canadian Money Service Business Association	カナダ金銭サービス業協会
CSA	Canadian Securities Administrators	カナダ証券管理委員会
CUDIC	Credit Union Deposit Insurance Corporation	信用組合預金保険公社
DICO	Deposit Insurance Corporation of Ontario	オンタリオ州預金保険公社
EFT	Electronic Funds Transfer	電子資金振替
FCAC	Financial Consumer Agency of Canada	金融消費者局
FINTRAC	Financial Transactions and Reports Analysis Centre of Canada	金融取引・分析センター
FISC	Financial Institutions Supervisory Committee	金融機関監督委員会
GIC	Guaranteed Investment Certificate	保証投資証書
ICA	International Co-operative Alliance	国際協同組合連盟
IIROC	Investment Industry Regulatory Organization of Canada	カナダ投資業規制機構
OSFI	Office of the Superintendent of Financial Institutions	金融機関監督庁
RBC	Royal Bank of Canada	カナダ・ロイヤル銀行
RESP	Registered Education Savings Plan	登録教育貯蓄プラン
RRIF	Registered Retirement Income Fund	登録年金基金
RRSP	Registered Retirement Savings Plan	登録退職貯蓄プラン
SAC	Senior Advisory Committee	上級諮問委員会
SIN	Social Insurance Number	社会保険番号
TFSA	Tax-Free Savings Account	非課税貯蓄口座

カナダドル。1 ドル=1.33 カナダドル、1 カナダドル=97.77 円 (2023/1/31)

# 第1章 金融制度概要

カナダの預金取扱金融機関(deposit-taking institutions)は、1991 年銀行法(Bank Act)、信託及び貸付会社法(Trust and Loan Companies Act)、各州・準州の州法(準州法)など銀行の業態ごとに根拠法が制定されており、その業務等が定められている。

# 1. 金融機関の種類

カナダにおける預金取扱金融機関は、「商業銀行」(chartered banks)、「信託、貸付会社」(trust companies、loan companies)、「信用協同組織」(co-operative credit movement)の3つに分類される。信用協同組織はさらに、仏語圏の「庶民金庫」(caisses populaires)、英語圏の「信用組合」(credit unions)に細分化される。

### 図表1: 金融機関の業態分類

大分類	中分類		機関数	資産規模 (億カナ ダ ドル)	根拠法	
		国内銀行 (Domestic banks)	34			
	商業銀行 (Chartered banks)	外国銀行子会社 (Foreign banks)	15	80,872	銀行法(Bank Act)	
預金取扱		外国銀行支店 (Foreign bank branches)	32			
金融機関 (Deposit- taking	信託会社(Trust companie	s)	43	1,777	信託及び貸付会社法 (Trust and Loan Companies Act)、	
institutions)	貸付会社(Loan companies)		15	2,765	bるいはこれに該当する州法に基づき設立	
	信用協同組織 (Co-operative credit movement)	庶民金庫 (Caisses populaires) 信用組合 (Credit unions)	422	5,472	州(provinces)、ある いは準州(territories) の法律に基づき設立	
	生命保険会社 (Life insurance companies)		60	16,321	保険会社法(Insurance	
非預金取扱	フラターナル組合 (Fraternal benefit societies)		9	170	Companies Act)、 あるいはこれに該当す る州法に基づき	
金融機関 (Non- deposit- taking institutions)	損害保険会社 (Property and casualty companies)		149	1,447	設立	
	証券会社(Securities comp 投資信託(Mutual funds) 販売金融会社(Sales finan 消費者ローン会社(Consu- ベンチャーキャピタル(Ve	cing companies) mer loan companies)	-	-	州法	

(注) データの出所の違いから、信用協同組織とそれ以外の機関でデータの時点が異なる。

信用協同組織の機関数はカナダ信用組合協会データ 2022 年 9 月末時点。それ以外の金融機関の機関数は OSFI ウェブページ 2023 年 2 月 22 日時点。

資産規模は、商業銀行、信託会社、貸付会社が2022年12月末時点、それ以外が2022年9月末時点。

(出所) 金融機関監督庁(Office of the Superintendent of Financial Institutions、OSFI)、(閲覧日:2023 年 2 月 22 日) http://www.osfi-bsif.gc.ca/Eng/wt-ow/Pages/fd-df.aspx)

"Who We Regulate" https://www.osfi-bsif.gc.ca/Eng/wt-ow/Pages/wwr-er.aspx?sc=1&gc=1#WWRLink11 "Financial data" http://www.osfi-bsif.gc.ca/Eng/wt-ow/Pages/fd-df.aspx

カナダ信用組合協会 (Canadian CreditUnion Association, CCUA)、"National System Results Third Quarter 2022" https://ccua.com/app/uploads/private-files/3Q22SystemResults-29-Nov-22.pdf(閲覧日:2023年2月22日)

預金取扱金融機関全体の総資産の規模は、概ね右肩上がりの増加が継続しており、2001年12月末の2.0兆カナダドルに対して2022年9月末は9.5兆カナダドルと、4.8倍の規模に成長した。預金取扱金融機関のうち、特に成長率、金額とも全体を牽引しているのが商業銀行であり、2022年9月末の総資産は8.5兆カナダドル、預金取扱金融機関全体の89.5%を占めている。一方、信用組合・庶民金庫の総資産は5,472億カナダドル、構成比は5.8%にとどまっている。

## 図表 2: 預金取扱金融機関の資産規模の推移

#### (兆カナダドル)



(注) 2021 年まで各年 12 月末、2022 年は 9 月末。

(出所) 金融機関監督庁(OSFI)、"Financial data" http://www.osfi-bsif.gc.ca/Eng/wt-ow/Pages/fd-df.aspx カナダ信用組合協会(Canadian CreditUnion Association, CCUA)、"National System Results"各号。https://ccua.com/about-credit-unions/facts-and-figures/national-system-results/(閲覧日:2023年2月22日)

### (1) 商業銀行 (chartered banks)

カナダの預金取扱金融機関の中心となっているのが商業銀行である。銀行設立に際し、1980年までは総督(The Governor in Council)の承認により、財務大臣が許可証(charter)を発行していたため、現在も英名では「chartered bank」と呼ばれている。但し、現在は財務大臣が連邦法である銀行法(Bank Act)に則って発行する許可証「Letter patent of incorporation」に基づき設立される。

商業銀行は、金融機関監督庁(Office of the Superintendent of Financial Institutions, OSFI)の監督・規制を受ける。預金(要求払い、通知、定期)の受入れや金融債等の発行により調達した資金の貸出しや、債券投資や運用、決済サービス等を行っている。証券業務については、公共債の引受けとディーリングに限り認められている。不動産仲介、情報サービス等も提供できる。多くの商業銀行は、オンタリオ州トロント市かケベック州モントリオール市に本店を置き、全国に支店を設けている。

商業銀行数は、国内銀行 34 行、外国銀行子会社 15 行、外国銀行支店 32 行の全 81 行である。外国銀行支店の中には、貸出業務のみ許可された外国銀行 4 行が含まれる。 2022 年 10 月末時点の商業銀行の総資産は 8.2 兆カナダドルである。うち、ビッグ・ シックス (Big Six) 1と呼ばれる大手国内銀行 6 行の資産合計は、2022 年 10 月末時点で 7.7 兆カナダドルと、商業銀行全体の約 93%を占めている。ビッグ・シックスは支店数においても圧倒的なプレゼンスを誇っており、各行 1,000 店舗前後を抱える。カナダは外国資本の参入を制限し、国内の銀行を優遇していたこともあり、国内銀行が市場を寡占している。ビッグ・シックス以外の銀行は、特定の分野に特化する戦略をとっていることが多く、住宅ローンや商業不動産向け貸出、クレジットカード事業などを主に手掛けている 2。

# 図表 3: ビッグ・シックスの総資産、預金残高、貸出残高(単位:億カナダドル)

	2021年度末(2	2021年度末(2021年10月31日時点)		2022 年度末(2022 年 10 月 31 日時点)		
	総資産	預金残高	貸出残高	総資産	預金残高	貸出残高
トロント・ドミニオン銀行 (TD) The Toronto-Dominion Bank	17,287	11,251	7,226	19,175	12,300	8,310
カナダ・ロイヤル銀行(RBC) Royal Bank of Canada	17,063	11,008	7,176	19,172	12,088	8,200
スコシアバンク(Scotiabank) The Bank of Nova Scotia	11,848	7,973	6,370	13,494	9,162	7,450
モントリオール銀行(BMO) Bank of Montreal	9,882	6,856	4,583	11,392	7,695	5,513
カナダ帝国商業銀行(CIBC) Canadian Imperial Bank of Commerce	8,377	6,212	4,519	9,436	6,976	5,171
カナダ・ナショナル銀行(NBC) National Bank of Canada	3,556	2,409	1,827	4,037	2,664	2,067
ビッグ・シックス合計	68,013	45,709	31,701	76,706	50,885	36,711

(注)各行の会計年度は、当年11月1日から翌年10月31日。貸出残高はネットベース。

(出所)各行ウェブサイト (閲覧日:2022 年 12 月 12 日)

Royal Bank of Canada http://www.rbc.com/investorrelations/quarterly-financial-statements.html

The Toronto-Dominion Bank https://www.td.com/investor-relations/ir-homepage/financial-reports/quarterly-results/

The Bank of Nova Scotia https://www.scotiabank.com/ca/en/about/investors-shareholders.html
Bank of Montreal https://www.bmo.com/main/about-bmo/banking/investor-relations/home

Canadian Imperial Bank of Commerce https://www.cibc.com/en/about-cibc/investor-relations.html
National Bank of Canada https://www.nbc.ca/en/about-us/investors/investor-relations.html

なお、1967年銀行法の改正により、商業銀行には株式の分散所有が義務付けられた。 これにより、いかなる場合でも単一資本による株式保有は10%以下に制限されており、 外国系資本銀行のカナダ進出を実質的に阻止してきた。しかし、こうした分散所有義 務は、逆に外国におけるカナダ金融機関の取扱いにも影響を与えるとして、1980年の 銀行法改正では、分散所有を必要としない銀行の設立を認め、子会社(現地法人)形態 での外国資本の銀行参入が自由化された。

外国資本の進出が許可³される1980年以前から存在していた銀行をスケジュール I 銀行と呼び、株式の分散所有を要しない銀行をスケジュール II 銀行と呼んでいる。スケジュール II 銀行には 1980 年以降設立されたカナダ国内資本による銀行や外国銀行の現地法人が含まれる。カナダ国内資本による銀行は、設立に際しては株式の分散所

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> ビッグ・シックスとは、Toronto-Dominion Bank, Royal Bank of Canada, Bank of Nova Scotia, Bank of Montreal, Canadian Imperial Bank of Commerce, National Bank of Canada の 6 行を指す。

<sup>2</sup> 金融機関監督庁(OSFI) "Deposit-taking Institutions" (閲覧日:2020年5月7日) http://www.osfi-bsif.gc.ca/Eng/fi-if/dti-id/Pages/default.aspx

<sup>3</sup> Financial Consumer Agency of Canada Act Section 184 で定義

有を要しないが、銀行免許取得後 10 年以内に分散所有の要件を満たすこととされている。

# (2) 信託会社、貸付会社(trust companies, loan companies) 4

信託会社、貸付会社は連邦法である信託及び貸付会社法 (Trust and Loan Companies Act) 5、或いはこれに該当する州法を根拠法として設立され、それぞれ連邦政府又は州政府の監督・規制を受ける。機関数は信託会社が43社、貸付会社が15社で、総資産はそれぞれ1,777億カナダドル、2,765億カナダドルである(2022年12月末)。

信託会社と貸付会社は、いずれも主力商品である不動産担保ローンに加えて、個人年金信託、企業年金信託、遺言信託等を提供している。また、両者とも預金、保証投資証書(Guaranteed Investment Certificate, GICs)等の一種の預金の受入れを行っており、重要な収益基盤となっている。信託会社と貸付会社は共通の根拠法に依拠することから同一の業態として扱われているが、信託会社は年金、信託、不動産業務など、貸付会社は住宅ローンが業務の中心として位置づけられている。

以前は信託会社や貸付会社による法人への貸付は厳しく制限されていたが、徐々に 緩和されており、商業銀行との差はなくなりつつある。また、金融制度改革により、銀 行や保険会社との垣根も取り払われたため、商業銀行や保険会社とのコングロマリッ ト化が進んだ。

### (3) 信用協同組織 (co-operative credit movement)

信用協同組織は、州政府によって設立が許可される預金取扱金融機関で、日本でいう信用組合や信用金庫に該当する。「共通の絆(common bond)」を持つグループに対してサービスを行うが、仏語圏のケベック州では、庶民金庫(caisses populaires)、その他の英語圏の州では信用組合(credit unions)と呼ばれている。庶民金庫はケベック州及びオンタリオ州等に多い(2022年9月末)。両者の総機関数は422機関、支店総数は2,214支店である。総資産の合計は5,472億カナダドルにのぼり、カナダの預金受入金融機関全体の総資産額の5.8%を占める。預金者(組合員)も計1,083万人と、カナダの総人口(3,855万人)の約3割が利用しており、庶民金庫及び信用組合の浸透率は高いといえる。なお、信用組合及び庶民金庫の預金残高は4,404億カナダドル、貸出残高は4,497億カナダドルである(2022年9月末)6。

前述のように、カナダの銀行市場は少数の大手商業銀行が圧倒的なシェアを占めており、顧客に対して金融機関の立場が強かった。そのため、大手銀行の選別に漏れた庶民層向けの金融機関として信用協同組織が誕生し、このような層へのサービス提供に重要な役割を果たしている。2019年の信用協同組織による中小企業向け貸出シェアは21%であり、カナダで最大手格の商業銀行 RBC(Royal Bank of Canada)と並ぶ。

<sup>4</sup> 金融機関監督庁 (OSFI) "Trust and Loan Companies" (閲覧日:2020年6月12日)

http://www.osfi-bsif.gc.ca/Eng/fi-if/dti-id/tl-fp/Pages/default.aspx

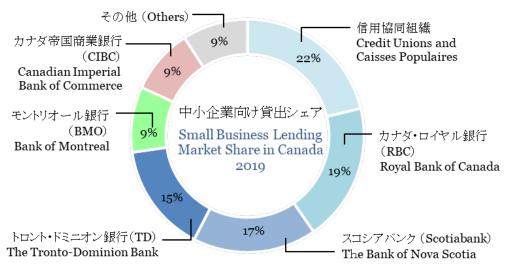
The Canadian Encyclopedia "Trust Company" (閲覧日: 2020 年 6 月 12 日)

https://thecanadianencyclopedia.ca/en/article/trust-company

<sup>5</sup> 従来、信託会社の根拠法は信託会社法(Trust Companies Act)、貸付会社は貸付会社法(Loan Companies Act)だったが、現在は信託及び貸付会社法(Trust and Loan Companies Act)に統合されている。

<sup>6</sup> カナダ信用組合協会(Canadian Credit Union Association) "National System Results Third Quarter 2022" https://ccua.com/about-credit-unions/facts-and-figures/national-system-results/(閲覧日: 2023 年 2 月 22 日)

# 図表 4:中小企業向け貸出シェア



(出所)カナダ信用組合協会 (Canadian Credit Union Association, CCUA)

"2021-2022 Credit Union Community & Economic Impact Report" P.15 https://ccua.com/app/uploads/2022/07/2021-22Community-and-Economic-Impact-Report-Final.pdf (閲覧日:2022 年 12 月 12 日)

信用協同組織の浸透率(州人口に対する口座開設率)は州によって異なっており、商業銀行が集中しているオンタリオ州では12%と、ニューファンドランド・ラブラドール州と並び国内で最も低い。一方、信用協同組織発祥の地であるケベック州では浸透率が55.6%と国内で最も高く、農村部のブリティッシュ・コロンビア州39%、やサスカチュワン州41%、マニトバ州でも51%と高い7。

# 図表 5: 州ごとの信用協同組織の浸透率と総資産

	信用組合 機関数	組合員数 (万人)	浸透率 (%)	資産 (10 億 カナダドル)
ブリティッシュ・コロンビア州	36	207.1	39	99.9
アルバータ州	14	61.7	14	30.5
サスカチュワン州	35	49.7	41	28.3
マニトバ州	20	71.4	51	41.4
オンタリオ州	60	161.8	12	78.8
ケベック州	213	483.1	56	254.0
ニューブランズウィック州	9	23.0	26	6.9
ノバスコシア州	23	14.3	15	3.9
プリンスエドワードアイランド州	4	4.8	29	1.8
ニューファンドランド・ラブラドール州	8	6.1	12	1.6

(注)ケベック州は庶民金庫の数で、オンタリオ州の庶民金庫も含む。

(出所)信用組合機関数、組合員数、資産は、カナダ信用組合協会 (Canadian Credit Union Association, CCUA)、"National System Results, Third Quarter 2022" P.5。

浸透率は、同"2021-2022 Credit Union Community & Economic Impact Report" P.20-23。 (ケベック州の浸透率は 2022 年人口を用いて算出)(閲覧日: 2022 年 12 月 12 日)

<sup>7</sup> カナダ信用組合協会(Canadian Credit Union Association, CCUA) "2021-2022 Credit Union Community & Economic Impact Report" P.20-23 https://ccua.com/app/uploads/2022/07/2021-22Community-and-Economic-Impact-Report-Final.pdf (閲覧日: 2022 年 12 月 12 日)

# 2. 監督官庁 8と指導体制

カナダの金融監督制度は、銀行破綻を経験したことで、徐々に保守的になったとされる。1920 年代以前のカナダの金融監督制度は州政府が主導するシステムであったが、1920 年代に The Merchant Bank of Canada と The Home Bank of Canada の 2 行が破綻したことで、中央政府による規制が必要であるとの認識が広がり、1925 年には銀行規制権限が付与された銀行検査局(Office of the Inspector General of Banks, OIGB)が創設された。

1980年代中盤から1990年代前半には預金取扱金融機関が破綻し、再び銀行監督及び預金保険制度への不信感が高まった。特に、預金取扱金融機関に対する監督当局の役割と使命が不明確であり、監督当局の中で問題金融機関に効果的に対応するインセンティブが欠如していたことが問題視された。議会等では、預金保険と銀行監督の機能を密接なものとし、問題の金融機関に迅速に対応できるように当局のインセンティブを強化すべきという議論が展開された。結果、1987年に、銀行検査局は保険局と統合され、現在の金融機関監督庁(Office of the Superintendent of Financial Institutions, OSFI)が創設された。金融機関監督庁は一元的な金融監督当局として、同国の金融監督制度において中心的な役割を担うことになり、連邦規制下の商業銀行、信託会社、貸付会社、保険会社を監督する。州法によって設立された信託会社や貸付会社、生命保険会社、証券会社等は州政府が監督している。

なお、金融システムの健全性確保については、①財務省(Department of Finance)、②金融機関監督庁、③カナダ預金保険機構(Canada Deposit Insurance Corporation, CDIC)、④中央銀行(Bank of Canada)、⑤金融消費者局(Financial Consumer Agency of Canada, FCAC)の5機関が協力する。

まず、①財務省は、国全体の財政政策や金融機関を統治する政策に責任を持ち、財務省大臣は銀行の設立を許可する権限を持つ。②金融機関監督庁は、商業銀行、保険会社、信託、貸付会社の監督検査を行い、これらの金融機関が関連法を順守し、健全な財務状況を維持することに責任を有する。③カナダ預金保険機構は、預金者保護と金融システムの安定確保を行い、金融機関が破綻した場合に預金を守ることに責任を有する。④中央銀行は、金融政策をはじめ、信用と通貨に関する規制、カナダの経済金融の発展に責任を有する。⑤金融消費者局は、消費者に情報を提供し、消費者を保護すると同時に、金融セクターにおける消費者問題を監督し、金融セクターについての知識を消費者に教育する義務を有する。このようにカナダではこれら5つの政府機関が金融システムの健全性を保っている。

他にも、財務省、金融機関監督庁、カナダ預金保険機構、中央銀行、金融消費者局で構成される金融機関監督委員会 (Financial Institutions Supervisory Committee, FISC) も設立された。金融機関監督委員会の目的は、金融機関の監督事項に関する情報交換とされ、金融機関における課題に対する提言を連邦政府へ行うこととしている。この委員会は、最低でも四半期に1回会合を行うことが求められており、必要に応じて、

Group of Thirty (2008) "The Structure of Financial Supervision"

Bank of Canada (2012) "Regulation of the Canadian Financial System"
http://www.bankofcanada.ca/wp-content/uploads/2010/11/regulation\_canadian\_financial.pdf
Torys LLP (2011) "Banking Regulation"
http://www.torys.com/Publications/Documents/Publication%20PDFs/AR2011-13.pdf

http://group30.org/images/uploads/publications/G30\_StructureFinancialSupervision2008.pdf 岩井(2013)

随時開催することもできる。

加えて金融機関監督委員会のメンバーから構成される上級諮問委員会(Senior Advisory Committee, SAC)も設立された。これは、金融システムのリスクと脆弱性及び監督・規制・マクロプルーデンス上の政策対応を協議する委員会で、金融セクターに関与する各連邦当局の見解を議論し、政策、規制、監督に係る諸事項について財務大臣にアドバイスすることを目的とする。金融機関監督委員会と同様、上級諮問委員会は少なくとも四半期に1回開催しなければいけない。

このように、これらの機関を通じた協力・調整体制が当局者の定期的な情報交換を促進し、金融システムのリスク管理において重要な役割を果たしている点がカナダの金融監督制度のひとつの特徴である%。

# 3. カナダの金融制度の特徴

### (1) 英国の影響

カナダの金融制度は、英国の植民地であった歴史的経緯から、英国の制度の影響がみられる。

### (2) 米国の経験からの学習

英国からの独立後、カナダは独自の政治・経済システムを構築してきたが、既に近代的な金融システムを確立していた米国から学ぶべき点は多く、また、米国を反面教師として犯してきた過ちを回避することも可能であった。従来、カナダは、米国の資本力に脅威を感じていたといわれ、米国の銀行がカナダに進出し、大きな支配力を持つようになることを避けるために、外国資本の参入に対しては支店、現地法人という進出形態の如何を問わず厳しい規制を設けていた。

### (3) ブランチ・バンキングの発展

米国では、1930年代の大恐慌時には、多くの銀行が倒産したため、競争を制限し金融を安定化するため、州を跨いだ支店開設に制限を加える等の規制を導入した歴史がある。その後、この規制は、1994年のリーグル・ニール州際銀行業務・支店設置効率化法により緩和されたものの、多くの店舗を通じて営業展開を図る「ブランチ・バンキング」は米国では今日もあまり発達していない。

カナダでは銀行業への参入に対して厳しく審査を行い、銀行数を抑える方針を採用する一方、商業銀行には比較的自由な業務を認め、州を越えた支店の設置についても特に制限を設けなかった。このため、米国とは異なってブランチ・バンキングが一般的になった。カナダの銀行数が少なく、資産規模上位のごく少数の銀行による寡占市場が形成されるようになったのは、このような経緯による。

### (4) 規制緩和の進展

カナダにおける金利自由化は、米国よりも早いテンポで進行した。預金金利と手数料

-

<sup>9</sup> 岩井 (2013)

については従来から規制されておらず、貸出金利のみ上限金利 (6%) が設定されていた。1967年の銀行法改正によって貸出金利の自由化、および預金金利の銀行間協定が撤廃され、金利の完全自由化が実現した。一方、業務ごとの垣根については、4本柱(four pillars)と呼ばれる4つの業態、すなわち、商業銀行、信託会社・貸付会社、生命保険会社 (life insurance companies)、証券会社(securities dealers)を中心とした専門金融機関制度により、棲み分けが行われてきた。しかし、金融イノベーションの中で他業態への参入意欲が増大するとともに、金融市場の国際化が進展する中で、業際規制がカナダ国内金融機関の国際競争力を必要以上に抑制してしまう懸念が生じた。

そこでまず、1987年に銀行の証券業務参入が認められ、大手銀行による証券会社買収が行われた。当時、急速な証券取引の規模拡大に、カナダ国内の小規模資本の証券会社は対応が追い付かなくなっていた。それらの国内証券会社が外資系金融機関に買収される前に、政府が国内商業銀行による証券業への参入を許可した形となった 10。証券業務に対する規制監督体系も簡素化され、連邦監督下の銀行や保険会社等が営む証券業務は連邦政府が、それらの証券子会社は州政府がそれぞれ監督することになった。また、銀行検査局と保険局を統合した金融機関監督庁(OSFI)が発足し、連邦規制下の銀行と信託会社、貸付会社、保険会社は一元的に監督されることになった(第一次金融制度改革)。

次いで1992年には、銀行、信託会社、貸付会社、保険会社の相互参入が子会社方式を通じて認められることになった。更に、各金融機関本体が子会社等の提供する商品を販売することが認められるようになった。この時点で業態ごとの垣根は実質的に取り払われた(第二次金融制度改革)。また、1999年には、それまで外国銀行の支店に要求されていた最低資本金(1,000万カナダドル以上)の制限が撤廃され、大規模な初期投資を行うことなく支店の開設が可能となった。

#### (5) 金融制度改革

カナダの金融制度の特徴として、銀行法が時限立法であることが挙げられる。従来は 10 年ごとの時限立法であったが、1991 年の銀行法改正をもって 5 年ごとの改正を行うシステムに変更され、その時代の業界の状況に応じて見直しを行うことが可能となっている。前述の通り、1967 年の銀行法改正では商業銀行の株式保有に分散所有を課すことにより、実質的に外国系資本のカナダ進出を阻止した。しかし、1980 年の銀行法改正では、カナダの金融機関の外国における処遇を勘案し、分散所有を必要としない銀行の設立を認め、これにより子会社(現地法人)形態での外国資本の銀行参入が自由化された。

1987年6月には、銀行検査局と保険局を統合し、金融機関監督庁を設置する法案が成立・施行された。同法案により、カナダでは銀行、信託会社、保険会社の統一的な監督が可能となった。また、金融機関に対し証券会社の保有を認める法案も成立・施行され、ここからカナダにおける金融制度改革が本格的に実施されることとなった。

上記法案の施行により、銀行の証券業務への参入が認められると、大手の商業銀行による証券会社の買収が行われた。1987年から1988年の2年間で主なカナダの証券会社は、カナダの主要な銀行に買収され銀行の傘下に入っており、国内商業銀行の存在感が拡大したと言えよう。1987年時点では証券会社に対する銀行の出資比率が、国内資本は100%、外国資本は50%までと制限されていたため、国内銀行による買収が先行した1。1988年に外国資本の出資比率制限が100%に緩和されると、米国などの外資系銀行によ

<sup>10</sup> 入舩 (1994)

<sup>11</sup> 林(1992)

### る買収が進んだ。

1992年には、銀行、信託会社、貸付会社、保険会社の相互参入が認められた。具体的には財務大臣の許可を得て、新規に企業を設立するか、若しくは既存企業を買収して参入する方法を取る。但し、大手金融機関が他の大手金融機関を買収することは、寡占防止の観点から原則として認められていない。1990年代後半には、ビッグ・シックスの中で経営統合計画の発表が相次いだ。1998年1月にはRoyal Bank of Canadaと Bank of Montreal の2行が合併を発表12、当時の資産規模にしてカナダ国内第1位、第3位行の合併を計画していた。また、同年4月にはCanadian Imperial Bank of Commerceと The Toronto-Dominion Bank の2行が合併を発表し、いずれも成立すれば、カナダ国内における銀行業界の大再編となるはずであった。

しかし 1998 年 12 月、カナダ金融庁は「カナダ国民の利益が最大とならない」として、2 つの合併計画を却下した。金融庁は、合併によって過度な経済力の集中が少数の銀行に集中すること、競争が明確に低下すること、将来発生しうる問題に対処する際、政策自由度が低下すること、の3点を理由と結論付けている13。

**2012** 年には、連邦信用組合(Federal Credit Unions、FCU)が新たな金融機関の形態として認められた <sup>14</sup>。連邦信用組合とは 5 者以上(うち 3 者は個人でなければならない)のメンバーにより設立される組織体、若しくは既存の 1 つ以上の信用組合により設立されるものとされる。2016 年 7 月に Caisse populaire acadienne ltée<sup>15</sup>が FCU の第 1 号となった。2018 年 11 月には Coast Capital Savings が FCU の認可を取得した <sup>16</sup>。このほかInnovation Credit Union of Saskatchewan が 2017 年にメンバーの 82%が FCU への転換に合意している。現在、FCU の認可取得に向け準備が進められており、2023 年には転換が果たされる見込みとしている(2023 年 2 月時点) <sup>17</sup>。

### 【参考情報:連邦信用組合について】

- ・連邦信用組合という組織形態を導入した背景には、信用組合から金融機関監督庁に対して、連邦信用組合という組織形態を容認してほしいという要望があった。つまり、自州内での信用組合に止まらず、他の州においても運営できるような選択肢を提供してほしい、という要望である。例えば、ブリティッシュ・コロンビア州では信用組合の市場シェアが高く、信用組合の中には他州にも組合を設立してリスク分散を図りたい思惑がある。
- ・これまで連邦信用組合誕生を阻んできた最大の障壁は、州信用組合が加入している州預金 保険の上限金額が、連邦預金保険に比べて高いため、連邦信用組合に転換すると預金保険 の上限金額が引き下げられる点である。このため、会員の賛同が得られない。ブリティッ シュ・コロンビア州では、州預金保険が無制限に適用される。
- ・また、連邦規制が全体として州規制よりも厳しいため、一連の連邦信用組合規制(法律)、 州信用組合と連邦信用組合との相違点等について、会員の理解を深めてもらうための教育 が必要である。

(注)2014年10月の金融機関監督庁へのヒアリングに基づく

\_

<sup>12</sup> 川島 (1999)

<sup>&</sup>lt;sup>13</sup> J.William Rowly QC and John F. Clifford (1999)

<sup>14</sup> 金融消費者局(Financial Consumer Agency of Canada) "Protecting financial consumers and merchants" (閲覧日: 2020 年 6 月 12 日)

http://www.fcac-acfc.gc.ca/eng/forIndustry/regulatedEntities/Pages/Overview-Aperudes.aspx

<sup>15</sup> Caisse populaire acadienne ltée は、UNI Financial Cooperation の名称で運営されている。

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> Coast Capital Savings ウェブサイト(閲覧日: 2022 年 12 月 12 日)https://www.coastcapitalsavings.com/federal-credit-union

<sup>&</sup>lt;sup>17</sup> Innovation Credit Union of Saskatchewan (閲覧日: 2023年2月22日) https://www.innovationcu.ca/about-us/federalization1.html#accordion-8685674ce3-item-bc090f280a

### (6) 最近の金融規制・政策枠組みの改革

金融サービスの在り方が大きく変わりつつある中、カナダ財務省は金融セクターにおける規制・政策枠組みの改革に着手した。この取り組みでは意見書が第 1 弾(2016 年 8 月)、第 2 弾(2017 年 8 月)として発表されている。第 1 弾  $^{18}$ では政策のコアである①安定性、②効率性、③公益性の 3 つの観点から、金融セクターの各主体について現状の分析が行われた。

意見書の第2弾 ゅでは、第1弾の現状分析、およびそれに対する指摘を踏まえ、規制・ 政策枠組みの改革の方向性を示している(図表6)。

# 図表 6:金融セクターにおける規制・政策枠組み改革の方向性

### 競争的・革新的セクターの支援(Supporting a Competitive and Innovative Sector)

金融機関内で認められている情報・技術関連活動(特にフィンテック関連)の類型の明確化・現代化フィンテックとのコラボレーション促進

規制の透明性、協調性の向上

銀行業への参入・退出枠組みの合理化

長期的な経済成長に向けた、競争的・革新的セクターの設定

オープンバンキングのメリット検証

#### 銀行利用者保護の改善(Improving the Protection of Bank Consumers)

幅広い選択肢から金融商品・サービスを選択できるような消費者保護の遂行

### 政策枠組みの現代化(Modernizing the Framework)

保険業者の投資対象に対する規制緩和(インフラ事業への投資促進)

企業統治の体制変革(役員職階の多様性促進、取締役選出における株主の意思決定権の強化等)

CCAA(信用協同組織法)の維持・廃止の検討

銀行の業務分野の保護("Bank", "Banker", "Banking"の語句利用を制限)

#### 安定性・復元性の保護(Safeguarding a Stable and Resilient Sector)

大規模地震に対する保険制度の整備(地震被害による住宅ローンデフォルト等への対策) 生命保険会社の破綻処理枠組みの改善

サイバーリスクへの対処

気候変動リスクの開示促進

#### (出所) Department of Finance Canada (2017)

"Potential Policy Measures to Support a Strong and Growing Economy: Positioning Canada's Financial Sector for the Future"

https://www.canada.ca/content/dam/fin/migration/activty/consult/pssge-psefc-eng.pdf (閲覧日: 2020 年 6 月 12 日)

主要なポイントは4つ提示されている。①フィンテックの拡大を念頭に置いた、革新的な金融セクターの支援、②消費者が適切な金融商品・サービスを幅広く選択できるような、消費者保護の枠組み改善、③時代に即したコーポレート・ガバナンスの促進など、

<sup>18</sup> Department of Finance Canada (2016) "Supporting a Strong and Growing Economy: Positioning Canada's Financial Sector for the Future"

<sup>&</sup>lt;sup>19</sup> Department of Finance Canada (2017)

政策枠組みの現代化・最適化、④地震による住宅ローンのデフォルト、サイバーリスクへの対策など、金融セクターの安定性・復元性を保護するための施策である。

第2弾の意見書に対する金融機関からのコメントには、以下のようなものがあった 2°。

- ・(銀行の業務分野の保護を目的として"Bank"、"Banker"、"Banking"の語を銀行以外の消費者金融機関、信用組合などが利用することを制限する、という案に対し)信用協同組合は銀行を自称したことはないが、提供サービスは"Banker"、"Banking"と表記しているものが多い。提案の通りに表記の利用が制限されれば、パンフレットやウェブサイトなどを全て変更しなければならず、多大な時間的・金銭的コストが発生することを懸念している。(Cambrian Credit Union)
- ・カナダの金融セクターは一部の大手銀行や金融機関に寡占されており、イノベーションに対する意欲が低い。また、現行の制度はインキュベーター企業、フィンテック企業の双方にとって複雑化・分散化しており、政府・規制当局の間でも十分な連携が行われていない。(PayPal Canada)

2020 年の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、カナダの金融規制当局は、金融当局関係者の規制要件の一時改定や見直しを積極的に実施。カナダの保険監督当局である金融機関監督庁(OSFI)は、規制金融機関(銀行や保険会社等)に対し、自己資本比率、流動比率、報告要件の規制緩和や見直しを行った。これにより、規制金融機関の運用ストレスを軽減し、新型コロナウイルスの流行に伴うリスクを見据えた対応を目指している <sup>21</sup>。バーゼル銀行監督委員会の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループによる、バーゼル III の実施延期の公表 <sup>22</sup>を受け、カナダ国内での国際基準の実装を 2023 年まで延期した。自己資本規制緩和に伴い、住宅、中小企業、個人向けローンの銀行ローンは支払期限延期の対象とされ、国際会計基準(IFRS)第 9 号(金融資産の分類と測定)に関するガイダンス提供が行われることとなった。

中央銀行による金融システムレビュー2022 年版 <sup>23</sup>によると、中銀が議長を務める規制機関首脳委員会(HoA: Head of Regulatory Agencies Committee)及びそのシステミック・リスク監視委員会(SRSC: Systemic Risk Surveillance Committee)により、連邦政府と州政府が協力して金融システムの安定性強化を図っている。2021/22 年度には、①家計部門の負債増加や住宅市場に関連する脆弱性、②債券市場の流動性、③オペレーショナル・リスクやサイバーリスク、④ミスプライシング・リスクの可能性、⑤ステーブルコインやその他の暗号資産が金融システムの安定性に及ぼすリスクの可能性、⑥気候変動及びサステナブル・ファイナンスに関する政策及び国際協調、⑦ロシアのウクライナ侵攻がカナダの金融システムに及ぼす影響といったことが、テーマとされた。

サイバーリスクについて、カナダ中央銀行は **2019** 年に初めてサイバーセキュリティ 戦略 (Cyber Security Strategy) **2019~2021** を策定したのに次いで、後継の戦略 **2022~2024** を策定している。同戦略では、①統合的なサイバーリスク対策の採用、②対外パー

<sup>20</sup> Department of Finance Canada(2017) "Submissions for Second Consultation Paper on Review of the Federal Financial Sector Framework" (閲覧日:2020 年 6 月 12 日)

https://www.canada.ca/en/department-finance/programs/consultations/2017/federal-financial-sector-framework-second-stage.html

<sup>21</sup> 金融機関監督庁(OSFI) "OSFI announces regulatory flexibility to support COVID-19 efforts" https://www.osfi-bsif.gc.ca/Eng/osfi-bsif/med/Pages/nr\_20200327.aspx

<sup>22</sup> 国際決済銀行(Bank for International Settlements, BIS) "Governors and Heads of Supervision announce deferral of Basel III implementation to increase operational capacity of banks and supervisors to respond to Covid-19" https://www.bis.org/press/p200327.htm

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> カナダ中央銀行ウェブサイト (閲覧日: **2023** 年 1 月 13 日) https://www.bankofcanada.ca/2022/06/financial-system-review-2022/

トナーとの協力、③明確なサイバーセキュリティー・ガイダンスの提供の3点に焦点が当てられている。気候リスクについては、気候関連リスク・エクスポージャーの評価及び開示に関して、シナリオ分析アプローチの開発を進めている。このほか、後述の通り、2021年6月にRetail Payment Activities Act が制定され、リテール決済事業者が中銀の規制・監督下におかれることになった。

### 4. 預金保険制度の枠組み

カナダでは、連邦政府機関であるカナダ預金保険機構(Canadian Deposit Insurance Corporation, CDIC)及び金融市場庁(Autorité des Marchés Financiers, AMF)が預金保険を提供する主体である。金融市場庁はケベック州に本店を置く金融機関を対象としており、その他の州にある金融機関は、CDIC が担当する。なお、信用組合に関しては、CDIC ではなく、各州に設立された州預金保険機構が保険を提供する仕組みになっている。

CDIC は預金保険法(Canada Deposit Insurance Corporation Act)に基づき、1967 年に設立された。同法第7条は CDIC の目的について、 (a) 預金の一部又は全ての損失に対し保険を与えること、 (b) カナダの金融システムの安定を促進し、金融市場の安定に貢献すること、 (c) 加盟金融機関に預金を持つ人のために (a) と (b) を達成するとともに、預金保険の損失を最小化すること、 (d) 加盟金融機関の破綻処理機関となること、と定めている  $^{24}$ 。設立当初、CDIC は単に預金保険の支払いを行うためだけの組織であった。1987 年、議会は CDIC の役割を見直し、CDIC の義務を拡大させた。この拡大範囲は預金保険法第7条 (c) 、 (d) 項に相当し  $^{25}$ 、CDIC は加盟金融機関に対して直接的に、或いは他機関を通じて検査を実施する権限が付与されている。

CDIC は、議長と実務経験が豊かな民間メンバー5名、金融監督規制や市場に関して包括的な知識を有する公的メンバー5名の合計 11名で構成される 26。公的メンバーとなり得る者は、中央銀行総裁、財務省副大臣、金融機関監督庁長官、金融機関監督庁副長官(若しくは高官)、金融消費者局長である。

### (1) 預金保険機構(CDIC)加盟金融機関と対象商品

CDIC に加盟する金融機関は、カナダで設立されたほぼ全ての銀行と信託会社、貸付会社、及び一部の信用協同組織(連邦信用組合を含む)である。これらの金融機関は、CDICメンバーとして保険料を払う。なお、消費者はCDICの公式ホームページより、加入メンバーを確認することができる。

他方、預金を受け入れるものの、CDIC の加盟対象とならない金融機関には、各州が監督する信用協同組織(庶民金庫と信用組合)、外国銀行のカナダ支店、一部のカナダ設立の銀行が挙げられる。庶民金庫と信用組合の場合、設立された州の州預金保険機構に加入することができる。非加盟機関は預金者に対し、CDIC 若しくは州預金保険機構

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup> Government of Canada "Canada Deposit Insurance Corporation Act: Objects, Powers and Duties" (閲覧日: 2020 年 6 月 12 日)

http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-3/page-3.html#h-6

<sup>25</sup> 岩井 (2013)

<sup>&</sup>lt;sup>26</sup> カナダ預金保険機構(CDIC)ウェブサイト(閲覧日: **2023** 年 **2** 月 **22** 日)https://www.cdic.ca/about-us/organizational-structure/our-board-of-directors/

に非加盟であることを明確に提示することが義務付けられている。

保険の対象預金には、普通預金、小切手振出し用口座、定期預金、保証投資証書(GICs)、CDIC 加盟機関発行のマネーオーダー、小切手、外貨預金等が含まれ、対象外預金とされているのは、投資信託、株、債券、上場投資信託、暗号通貨等である <sup>27</sup>。CDIC の保証限度額は 1967 年の設立当初は 2 万カナダドルであったが、10 万ドルまで引き上げられている。

カナダ政府は、預金保険の近代化と強化を目的に規制の変更を行い、2020年4月30日に外貨預金を対象に加え、定期預金の期間制限を撤廃(従来は満期5年以下に限定)する一方、トラベラーズチェックを対象外とした28。2022年4月30日には、教育貯蓄プラン預金の保護額を10万カナダドルとし、他の預金の保護と分離する等の変更が、新型コロナウイルス感染拡大の影響で当初計画より1年遅れで実施されている。

# 図表7:預金保険対象の変更

預金保険対象の変更	効力発生
外貨預金を対象に追加	2020年4月30日
保護対象となる定期預金を5年超の定期預金にも拡大	2020年4月30日
トラベラーズチェックを対象外とする(CDIC 加盟機関よりトラベラーズチェックの発行を廃止)	2020年4月30日
教育貯蓄プラン預金の保護額を 10 万カナダドルとし、他の預金の保護と 分離	2022年4月30日
登録制障害積立基金の保護額を 10 万カナダドルとし、他の預金の保護と 分離	2022年4月30日
住宅ローン税口座預金の別枠での保護を廃止(他の保護枠と統合)	2022年4月30日
預金保険機構加盟銀行の破綻などによる信託預金や、ブローカー預金の 迅速な払い戻しが可能となる要件の追加	2022年4月30日

(出所) カナダ預金保険機構 (CDIC)

### (2) 庶民金庫と信用組合の預金保険制度

仏語圏のケベック州で誕生し発展した庶民金庫は、同州の金融市場庁に登録しており、金融市場庁の預金保険対象機関となる <sup>29</sup>。この他にも、同州にある信託会社や保険会社の預金等も預金保険の対象となる。

ケベック州の金融市場庁が提供する預金保険の対象預金としては、当座預金や貯蓄預金、定期預金、保証投資証書(GICs)、小切手、支払保証小切手、が挙げられる。なお、預金は、ケベック州で預入れ・払出しされるという条件を満たす必要がある30。一方で、株式やモーゲージ担保証券等、短期国債、債券、株式或いは出資金、投資信託、生命保険商品、暗号通貨・同資産等は、対象外である。カナダ預金保険機構同様、金融市場庁が保証する上限金額は、1機関1人当たり10万カナダドルである。

<sup>&</sup>lt;sup>27</sup> カナダ預金保険機構ウェブサイト(閲覧日: 2022 年 12 月 12 日)https://www.cdic.ca/your-coverage/protecting-your-deposit/

<sup>28</sup> https://www.cdic.ca/your-coverage/faqs/

<sup>29</sup> 信用協同組織の中には、CDIC と AMF の双方に参加する組織も一部存在する。この場合、該当組織は CDIC と AMF 間で締結された以下の合意に従う。

<sup>・</sup>CDIC 加盟機関がケベック州内で管理する預金は、AMF の保護下に置かれる。

<sup>・</sup>AMF 加盟機関がケベック州外で管理する預金は、CDIC の保護下に置かれる。

カナダ預金保険機構 (CDIC) "Provincial deposit insurers" (閲覧日: 2022 年 12 月 12 日)

http://www.cdic.ca/en/about-cdic/partners/Pages/provincial-insurers.aspx

<sup>30</sup> Autorité des marchés financiers(AMF) "Deposit Protection" (閲覧日: 2022 年 12 月 12 日) https://lautorite.qc.ca/en/general-public/compensation-and-deposit-protection/deposit-protection

他方、英語圏に広まった信用組合は、州ごとに連合会が設立されており、この連合会に付属する形で保険機関が設けられている。例えばブリティッシュ・コロンビア州では、信用組合預金保険公社(Credit Union Deposit Insurance Corporation, CUDIC)、オンタリオ州ではオンタリオ州預金保険公社(Deposit Insurance Corporation of Ontario, DICO)といった州の預金保険機関を通じて、保険制度が適用されている。

# 図表8:州別信用組合の預金保証額(仏語圏のケベック州を除く)

	庶民金庫数/信用組合数	預金保険機構	最高預金保証額
ブリティッシュ・コロンビア州	36	Credit Union Deposit Insurance Corporation, CUDIC	預金額 100%
アルバータ州	14	Credit Union Deposit Guarantee Corporation Alberta	預金額 100%
サスカチュワン州	35	Credit Union Deposit Guarantee Corporation	預金額 100%
マニトバ州	20	Deposit Guarantee Corporation of Manitoba	預金額 100%
オンタリオ州	60	Deposit Insurance Corporation of Ontario, DICO	25 万カナダドル
ニューブランズウィック州	9	New Brunswick Credit Union Deposit Insurance Corporation	25 万カナダドル
ノバスコシア州	23	Nova Scotia Credit Union Deposit Insurance Corporation	25 万カナダドル
プリンスエドワードアイランド州	4	PEI Credit Union Deposit Insurance Corporation	預金額 100%
ニューファンドランド・ ラブラドール州	8	Credit Union Deposit Guarantee Corporation, CUDGC	各預金タイプにつき 25 万カナダドル

<sup>(</sup>注)オンタリオ州での預金保証額は、住居者(registered plan)プランについては上限無制限となる。

<sup>(</sup>出所)カナダ信用組合協会(Canadian Credit Union Association, CCUA)、"National System Results Third Quarter 2022"https://ccua.com/about-credit-unions/facts-and-figures/national-system-results/、各州の預金保険機関ウェブサイト(閲覧日:2023年2月22日)

# 第2章 郵便貯金の概要

# 1. 郵便貯金の現況等 31

カナダでは、1868年に郵便貯金制度が導入されたが、1968年に廃止されている。以下では導入から廃止までの経緯を詳述する。

カナダ郵政省が郵便貯金制度(Post Savings Bank System)を導入したのは 1868 年 4月である。導入と同時に、オンタリオ州とケベック州では 81 の郵便局にて預金の受入れを開始した。同年 7 月に新たに 122 局が預金受入れを開始し、12 月には 213 局でサービスが提供されるようになった。

カナダの郵便貯金制度は、1867年7月1日に英領北アメリカ法が成立した後の同年11月会期中に、1867年カナダ郵便局法案(the Canadian Post Office Act of 1867)が議会に上程されたことに端を発するが、同法案は当時植民地政府を樹立していた英国の影響を色濃く受けている。英国は、郵便貯金を普及させることでカナダの労働者階級に貯蓄を促す習慣をつけることを目指した。また、集まった郵便貯金は東海岸をはじめ、大西洋岸から太平洋岸までの間の鉄道建設に運用された。

郵便貯金は、オンタリオ州を中心に発展し、開拓と移住が進んだ 1880 年から 1890 年にかけてカナダ西部に広がった。しかし 1890 年代に商業銀行が小口預金者を新規顧客として獲得するため積極的にロビー活動を行い、財務大臣が 1898 年になって郵便貯金の金利を引き下げたことから、郵便貯金制度の人気が低下し始めた。1900 年以降は、ケベック州で誕生した庶民金庫が同州民の大きな支持を得たこと、また、英語圏で信用組合が急速に広まったことを背景に、郵便貯金の相対的な魅力は大きく低下していくこととなった。こうした流れを受け、政府内で金融セクターにおける政府機関の役割は限定的なもので良いとの見方が強まり、1968 年に郵便貯金は廃止された 32。

カナダ・ポストは、郵便貯金の廃止後、送金サービス等の金融サービスを提供してきた。具体的には、①請求書支払いに利用できる郵便為替の提供、②国内・海外送金サービスの提供、③インターネットを通じた請求書支払い・金融取引及び支払い通告の提示、④プリペイドカードの取り扱いである。②は、テキサス州ダラスに本拠地を置く大手送金会社である MoneyGram との提携、④は最大の資産規模を有するバンクーバーシティ貯蓄信用組合(Vancouver City Savings Credit Union)の子会社である Citizen's Bank との提携によって、カナダ・ポストがカードの販売やチャージ等のサービスを提供している。

**2022** 年 10 月には、トロント・ドミニオン銀行との提携により、新たに 3 万カナダドルを上限とする小口ローンの提供が開始されている 33 (詳細後述)。

# 2. 郵便貯金に関する議論

カナダのシンクタンク Canadian Centre for Policy Alternatives は 2013 年 10 月、郵

<sup>31</sup> Canadian Museum of History "A Chronology of Canadian Postal History" (閲覧日: 2020 年 6 月 12 日) http://www.civilization.ca/cmc/exhibitions/cpm/chrono/ch1868be.shtml

<sup>32</sup> カナダ郵便局法における郵便貯金関連の条項を再施行すれば、カナダ・ポストが再び郵便貯金業務に従事することが出来る (=カナダ郵便公社法の修正をする必要もない)。なお、廃止当時 29 万件存在した郵便貯金口座は、1969 年 12 月末まで利息が支払われた後、閉じられることとなった。

<sup>33</sup> CBC posted October 12th, 2022、last updated October 13th ,2022、https://www.cbc.ca/news/business/canada-post-td-bank-1.6614159 (閲覧日:2022 年 12 月 12 日)

便貯金制度を再開すべきという趣旨のレポート "Why Canada Needs Postal Banking" 34を公表した。この報告書では、商業銀行の手数料が高過ぎる点や、銀行の支店ネットワークが不十分である点などを指摘し、郵便貯金制度の再導入がこのような課題を解決するとの意見が示されていた 35。

カナダ・ポスト従業員組合(Canadian Union of Postal Workers, CUPW)も、ウェブサイト等で、郵便貯金制度の導入について積極的なロビー活動を行ってきた。CUPW は世界 60 ヵ国で郵便貯金制度が導入されており、大きな成功を収めている例が多いことを示し、現在のカナダにおける郵貯制度の必要性について議論を展開していた。CUPWが現状の銀行業界の課題として挙げているのは、高いサービス料金と不十分な金融包摂である。特にビッグ・シックスについては、近年高収益となっており、これが料金体系と支店ネットワークの縮小を背景とすることを伺わせる内容を記述していた。

たとえば、CUPW によれば 36、1990 年比で銀行の支店数は 22%減少し、信用組合の店舗数も 2002 年から 21%減少した(2017 年時点)。それでも銀行のネットワークは十分との意見がある一方で、2014 年のアンケート調査によれば、回答した小規模区域・地方のうち、45%の地域には、銀行も信用組合も存在しないということである。地域ごとに濃淡はあるものの、ニューファンドランド・ラブラドール州では、80%の区域が金融機関を持たないと指摘されている。先住民の居住地域も銀行・信用組合の店舗は不十分と見られる。また、口座を持たない人口は 3-15%存在すると推計され、180-250 万人の層が年利数百%にも達するペイデイローンを利用せざるを得なくなっていると指摘している(詳細は第5章1節(2)を参照のこと)。また、移民も銀行の高い海外送金手数料を負担せざるを得なくなっていると批判的に記述している。このような現在の高い手数料と不十分な金融包摂という課題は、郵便貯金銀行の設立により解決されるという論旨である 37。また、公共事業・調達省が 2018 年1 月に発表した、カナダ・ポストの提供サービスに関するレビューでは、郵便貯金制度への言及がないとして、CUPW は反発していた。

しかしながら、CUPWのウェブサイトを見る限り、カナダ・ポストの現経営陣は長く銀行参入に反対の意向と見られていたほか 38、銀行業界もカナダ・ポストによる金融サービスの拡大に対して明確に反対の意向を示していた。銀行協会(Canadian Bankers Association)はカナダの銀行セクターはすでに十分な競争状態にあり、かつ金融サービスは十分に行き渡っているとの意見であった 39。さらに、カナダ政府によるタスクフォースがカナダ・ポストの合理化プランについて検証を行ったが、銀行業への参入の是非についてはほとんど取り上げていないとされていた 40。2018 年 3 月に

<sup>&</sup>lt;sup>34</sup> John Anderson (2013) "Why Canada Needs Postal Banking", Canadian Centre for Policy Alternatives https://www.policyalternatives.ca/sites/default/files/uploads/publications/National%20Office/2013/10/Why\_Canada\_Needs\_PostalBanking.pdf

<sup>35</sup> **2014** 年 **10** 月の同氏へのヒアリング調査に基づく。

<sup>36</sup> John Anderson (2018) "It's Time for a Postal Bank for Everyone", Canadian Union of Postal Workers (CUPW) https://www.cupw.ca/sites/default/files/How%20a%20bank%20in%20the%20Post%20Office\_John%20Anderson%20R evised%202 E.PDF

<sup>37</sup> Canadian Union of Postal Workers (CUPW)ウェブサイト(閲覧日:2020年6月12日) https://www.postalbanking.ca/en/campaign/postal-banking

<sup>38</sup> Canadian Union of Postal Workers(CUPW) "CUPW demands release of Canada Post's Postal Banking Study" (閲覧日: 2020年6月12日)

http://www.cupw.ca/en/cupw-demands-release-canada-posts-postal-banking-study

<sup>39</sup> CBC(2016) "Banks say there's no need for Canada Post to open the teller window", 14 July (閲覧日: 2020 年 6 月 12 日)

http://www.cbc.ca/news/business/canada-post-banking-1.3677018

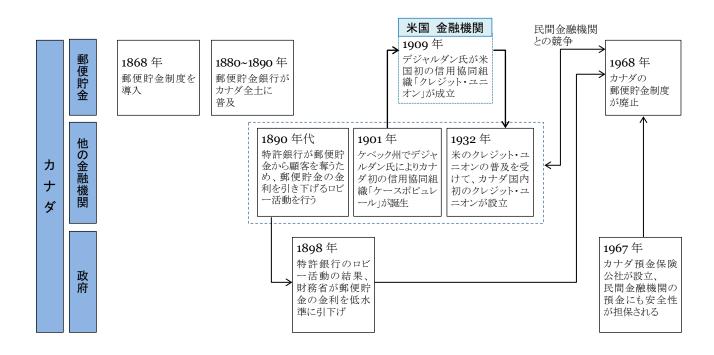
<sup>40</sup> The Globe and Mail(2016) "Canada Post needs major overhaul to become financially sustainable: report",12 September(閲覧日:2020 年 6 月 12 日)

は、議会で郵便貯金制度の運用に関する発議 41が行われたが、その後の具体的な進展は見受けられなかった。

一方で、CUPWのウェブサイトによると、2017年6月には連邦政府の金融委員会において、郵便貯金制度に関するヒアリングが実施された模様である。ヒアリング項目は、カナダ国民にとってのメガバンクのネットワーク状況(利便性等)と、それを踏まえた郵便貯金制度再開の必要性とされており、CUPWとしては引き続き再開に前向きなスタンスを維持していたことがうかがえる42。CUPWは、ウェブサイトのCampaigns and Issuesの一項目にPostal Bankingを掲げ、その必要性について発信を続けている。

2021年7月に、カナダ・ポストはトロント・ドミニオン銀行と提携して、個人向け無担保ローンのサービス提供に関するパイロット・プログラムの実施を発表 43。2022年10月には、全国の郵便局約6,000局でのパイロット・プログラムの成果を踏まえ、同行との提携による1,000~30,000カナダドルの小口融資サービスの提供開始を公表した44。ローン金利はトロント・ドミニオン銀行が設定するが、口座開設は不要とされている。ローン申請等の対顧客サポートはトロント・ドミニオン銀行行員が行うが、対顧客サポートの提供について郵便局員への訓練も開始されている。郵便貯金サービスの提供再開が始動し、金融包摂拡大への寄与が期待されている。

# 図表 9: 米国とカナダにおけるリテール金融機関の歴史



 $\underline{\text{http://www.theglobeandmail.com/report-on-business/canada-post-needs-major-overhaul-to-become-financially-sustainable-report/article 31841549/}$ 

<sup>41</sup> CUPW(2018) "Postal Banking Debate to Heat up in Parliament", March 22(閲覧日:2020年6月12日) https://www.cupw.ca/en/postal-banking-debate-heat-parliament

<sup>42</sup> Canadian Union of Postal Workers (CUPW) "Postal banking will serve Canadians better than the big banks" (閲覧日:2020年6月12日)

http://www.cupw.ca/en/campaign/postal-banking/resources/postal-banking-will-serve-canadians-better-big-banks 43 カナダ・ポストウェブサイト News Releases 2021 年 7 月 29 日付け(閲覧日:2022 年 12 月 12 日) https://www.canadapost-postescanada.ca/cpc/en/our-company/news-and-media/corporate-news/news-release/2021-07-29-canada-post-and-td-enter-strategic-alliance-to-expand-access-to-financial-services-for-canadians 44 CBC posted October 12th, 2022、last updated October 13th ,2022、(閲覧日:2022 年 12 月 12 日) https://www.cbc.ca/news/business/canada-post-td-bank-1.6614159

# 第3章 民間リテール金融機関の概要

カナダの預金取扱金融機関では商業銀行の果たす役割が大きい。本章では、民間の主要なリテール金融機関として大銀行 3 行(トロント・ドミニオン銀行、カナダ・ロイヤル銀行、スコシアバンク)を採り上げる。さらに、地域・個別コミュニティに密着したリテール金融サービスを提供している信用協同組織(庶民金庫〈caisses populaires〉及び信用組合〈credit unions〉)について概説する。

トロント・ドミニオン銀行は、1955 年にトロント銀行 (The Bank of Tronto、1855 年設立、1856 年にトロントに初めての支店を開設)とドミニオン銀行 (The Dominion Bank、1871 年にトロントに初めての支店を開設)の合併により設立され 45、トロントに本店を置く。国内外でフルバンキング・サービスを提供し、顧客数は 27 百万、そのうちオンライン・バンキングやモバイル・バンキングの利用者は 15 百万人としている 46。2022 年 10 月末の総資産は 1.92 兆カナダドルである。

カナダ・ロイヤル銀行は、1869年に設立されたハリファクス・マーチャント・バンクを淵源とする。本店所在地はトロント。カナダ、米国およびその他 27 ヵ国に 17 百万人の顧客を有し、個人・法人金融、資産運用、保険、投資サービスを展開している4。2022年10月末の総資産は1.92兆カナダドルと、後述のトロント・ドミニオン銀行と並ぶ規模である。2022年11月には、英金融大手 HSBC ホールディングスのカナダの銀行事業の買収に合意したと発表している48。買収金額は135億カナダドルとされ、カナダ・ロイヤル銀行は買収により130の支店と78万人超の顧客を新たに獲得するとされている。

スコシアバンクは、1832年に設立され 49、国内外に合計 2,384 支店・事務所を有し、個人及び法人向け商業銀行業務、アセット・マネジメント、プライベート・バンキング、投資銀行業務等を展開している。国内では、941 支店及び ATM3,725 台のネットワークで、10 百万人以上の個人・法人顧客にサービスを提供している 59。 2022年 10末の総資産は 1.35 兆カナダドルと、国内第 3 位の規模を有している。

# 1. トロント・ドミニオン銀行

### (1) 総資産、預金残高、融資残高、市場シェア

トロント・ドミニオン銀行の総資産、預金・融資残高及び市場シェアは図表 14 の通りである。

<sup>45</sup> トロント・ドミニオン銀行 ウェブサイト (閲覧日: 2022年12月28日) https://www.td.com/ca/en/about-td/corporate-profile/tds-history

<sup>46</sup> トロント・ドミニオン銀行 ウェブサイト (閲覧日: 2023 年 2 月 22 日) https://www.td.com/ca/en/about-td/corporate-profile

<sup>47</sup> カナダ・ロイヤル銀行 ウェブサイト (閲覧日: 2023 年 2 月 22 日) https://www.rbc.com/our-company/index.html、https://www.rbc.com/en/about-us/history/

<sup>48</sup> ロイター 2022 年 11 月 29 日付け(閲覧日: 2022 年 12 月 28 日)https://jp.reuters.com/article/hsbc-divestiture-canada-idJPKBN2SJ1A8

<sup>49</sup> スコシアバンク ウェブサイト (閲覧日: 2022年12月28日) https://www.scotiabank.com/ca/en/about/our-company/archives.html

<sup>50</sup> スコシアバンク ウェブサイト (閲覧日: 2023年2月22日) https://www.scotiabank.com/ca/en/about/our-company/corporate-profile.html

### 図表 10: トロント・ドミニオン銀行の総資産、預金・融資残高

(単位:億カナダドル)

	2020	2021	2022
預金残高	11,353	11,251	12,300
個人	6,252	6,335	6,608
法人•政府	4,812	4,707	5,309
銀行	290	209	383
貸付残高	7,258	7,290	8,375
個人	4,700	4,889	5,361
うち住宅ローン	2,522	2,683	2,939
法人·政府	2,558	2,401	3,014
総資産	17,159	17,287	19,175
(シェア、%)	24.4	23.6	23.2

#### (注) 各年 10 月末時点

総資産のシェアは商業銀行全体に占めるシェア

(出所) アニュアルレポート各号

# (2) 預金利子、預金条件、口座維持手数料、融資条件等の現状 51

個人向けサービスの預金には当座預金(Chequing Accounts)と普通預金(Savings Accounts)があり、元本保証型貯蓄商品として GICs (Guaranteed Investment Certificate) がある。

口座維持手数料をはじめとする手数料や普通預金の金利等は、図表 11 の通りで、普通預金では口座維持手数料は無料となっている(2022 年 12 月 30 日時点)。

### 図表 11: トロント・ドミニオン銀行の主な個人向け預金の預金条件等

口座維持手数料	取引手数料	ATM利用料
10.95C\$	月間25件まで免除	国内他行2.00C\$/件
60歳以上は8.20C\$	それ以上は1.25C\$/件	
月次残高が3,000C\$以上は免除	Interac電信送金は免除	
3.95C\$	月間12件まで免除	国内他行2.00C\$/件
60歳以上や障害者に免除特典	それ以上は1.25C\$/件	
あり	Interac電信送金は	
	100C\$以下が0.50C\$/件、	
	100C\$超は1.00C\$/件	

普通預金	口座維持 手数料	取引手数料	金利
TD ePremium Savings Account*	0	5.00C\$	日次締切残高が 10,000C\$以上で1.60%
TD Every Day Savints Account*	0	月間で2件目から3.00C\$/件	0.01%
TD High Interest Savings Account		5.00C\$/件、月次残高が 25,000C\$以上の場合免除	日次締切残高が 5,000C\$以上で0.050%

<sup>(</sup>注) \*: オンライン・バンキングでは TD 口座間の取引手数料は無料。

(出所) トロント・ドミニオン銀行ウェブサイト (閲覧日: 2022 年 2 月 22 日) https://www.td.com/ca/en/personal-banking/products/bank-accounts/

 $<sup>^{51}</sup>$  本節及び次節の金融商品・サービスは、グループ内で国内リテール・バンキングを中心的に担う TD Canada Trust が提供。

元本保証型貯蓄商品 GICs について、TD Special Offer GICs では、最低投資額が 1,000 カナダドルで、金利は Cashable 100 日物が 4.00%、Non Cashable 14 カ月物が 4.65~4.75%、同 18 カ月物が 4.50~4.60%となっている(2023 年 2 月 22 日時点) 52。

融資条件について、無担保ローンでは、融資期間は $1\sim7$ 年、融資額は $5,000\sim50$ ,000 カナダドルで、固定及び変動金利がある53(因みに、プライムレートは2023年1月 26日以降6.70%54)。住宅ローンでは、3年物固定金利が5.59%、5年物固定金利が5.54%、5年物変動金利がモーゲージ・プライムレート-0.40%(6.45%)等となっている(2023年2月22日時点)55。

### (3) 提供商品(貯蓄商品、リスク性金融商品、保険商品、貸付商品等)の現状 56

個人向け提供商品には、貯蓄商品として非課税貯蓄口座(TFSA: Tax-Free Savings Account)、退職貯蓄プラン(RRSP: Registered Retirement Savings Plan)、教育貯蓄プラン(RESP: Registered Education Savings Plan)等があるほか、元本保証型投資商品のGICsがある。リスク性金融商品としては投資信託が、保険商品としては住宅ローン保険や旅行保険等がある。また、貸付商品として住宅ローン、無担保ローン等があるほか、VISAと提携したクレジットカードを提供している。

### (4) 子会社、関連会社への出資状況

子会社、関連会社は図表 12 の通りである。

<sup>52</sup> トロント・ドミニオン銀行ウェブサイト (閲覧日: 2023 年 2 月 22 日) https://www.td.com/ca/en/personal-banking/personal-investing/products/gic/

<sup>53</sup> トロント・ドミニオン銀行ウェブサイト(閲覧日: 2022 年 12 月 30 日)https://www.td.com/ca/en/personal-banking/products/borrowing/loans/benefits-of-a-personal-loan/

<sup>54</sup> トロント・ドミニオン銀行ウェブサイト (閲覧日: 2023 年 2 月 22 日) https://www.tdcanadatrust.com/customer-service/todays-rates/td-prime/prime-rate.jsp

<sup>55</sup> トロント・ドミニオン銀行ウェブサイト (閲覧日: 2023 年 2 月 22 日) https://www.td.com/ca/en/personal-banking/products/mortgages/mortgage-rates/

<sup>56</sup> トロント・ドミニオン銀行ウェブサイト (閲覧日: 2022 年 12 月 30 日) https://www.td.com/ca/en/personal-banking/

### 図表 12: トロント・ドミニオン銀行の子会社・関連会社

子会社・関連会社名	本店所在地
	本店別任地
北米	ケベック地エントローリ
Meloche Monnex Inc.	ケベック州モントリール
Security National Insurance Company	ケベック州モントリール
Primmim Insurance Company	オンタリオ州トロント
TD Direct Insurance Inc.	オンタリオ州トロント
TD General Insurance Company	オンタリオ州トロント
TD Home and Auto Insurance Company	オンタリオ州トロント
TD Wealth Holding Canada Limited	オンタリオ州トロント
TD Asset Management Inc.	オンタリオ州トロント
GMI Servicing Inc.	マニトバ州ウィニペグ
TD Waterhouse Private Investment Counsel Inc.	オンタリオ州トロント
TD Waterhouse Canada Inc.	オンタリオ州トロント
TD Auto Finance (Canada) Inc.	オンタリオ州トロント
TD Group US Holdings LLC	デラウェア州ウィルミントン
Toronto Dominion Holdings(U.S.A.),Inc.	ニューヨーク州ニューヨーク
TD Prime Services LLC	ニューヨーク州ニューヨーク
TD Securities Automated Trading LLC	イリノイ州シカゴ
TD Securities (USA) LLC	ニューヨーク州ニューヨーク
Toronto Dominion(Texas)LLC	ニューヨーク州ニューヨーク
Toronto Dominion (New York) LLC	ニューヨーク州ニューヨーク
Toront Dominion Capital (U.S.A.),Inc.	ニューヨーク州ニューヨーク
Toronto Dominion Investments,Inc.	ニューヨーク州ニューヨーク
TD Bank US Holding Company	ニュージャージー州チェリーヒル
Epoch Investment Partners,Inc.	ニューヨーク州ニューヨーク
TD Bank USA, National Association	ニュージャージー州チェリーヒル
TD Bank, National Association	ニュージャージー州チェリーヒル
TD Equipment Finance, Inc.	ニュージャージー州チェリーヒル
TD Private Client Wealth LLC	ニューヨーク州ニューヨーク
TD Wealth Management Services Inc.	ニュージャージー州マウント・ローレル
TD Investment Services Inc.	オンタリオ州トロント
TD Life Insurance Company	オンタリオ州トロント
TD Mortgage Corporation	オンタリオ州トロント
TD Pacific Mortgage Corporation	ブリチッシュ・コロンビア州バンクーバー
The Canadian Trust Company	オンタリオ州トロント
TD Securities Inc.	オンタリオ州トロント
TD Vermillion Holdings Limited	オンタリオ州トロント
TD Financial International Ltd.	バミューダ ハミルトン
TD Reinsurance(Barbados) Inc.	バルバドス セント・ジェームズ
その他	
TD Ireland Unlimited Company	アイルランド ダブリン
TD Global Finance Unlimited Company	アイルランド ダブリン
TD Securities (Japan) Co.,Ltd.	日本 東京
·	
Toronto Dominion Australia Limited	オーストラリア シドニー 英国ロンドン
Toronto Dominion Investments B.V.	
TD Bank Europe Limited	英国ロンドン
Toronto Dominion (South East Asia) Limited	シンガポール

(出所) アニュアルレポート 2022年。

# (5) ESG 投資

「2021 気候アクションプラン(2021 TD's Climate Action Plan)」として公表された 2021 年 TCFD レポート 57によると、2017 年にサステナブル・ファイナンスを、2030年までに累計 1,000 億カナダドルと設定し、2021年には単年で 300 億カナダドル、累

 $<sup>^{57}\</sup> https://www.td.com/document/PDF/ESG/2021\text{-}Climate\text{-}Action\text{-}Report.pdf}$ 

計では860億カナダドルを達成している。

### (6) TCFD 提言への対応

トロント・ドミニオン銀行は **2018** 年から TCFD レポートを公表している。**2020** 年 **11** 月に「気候アクションプラン(Climate Action Plan)」を策定し、**2050** 年までにオペレーション及びファイナンシングについてネットゼロを達成するとの目標を設定している。**2021** 年 **11** 月には国際イニシアティブ「Net-Zero Banking Alliance」に加盟している。

「2021 年気候アクションプラン」レポートによると、2021 年には、先述の通り 300 億カナダドルのサステナブル・ファイナンスを供与している。GHG 排出削減では、スコープ 1 及び 2 について 2025 年までに対 2019 年比 25%を削減するという中間目標を設定するとともに、スコープ 3 のファイナンス由来の排出については、エネルギーと電力の 2 つのセクターから測定を開始し、2030 年までの中間目標として、対 2019 年比の削減率をそれぞれ、29%と 58%としている。

**2021** 年のスコープ 1 及びスコープ 2 の GHG 排出量は 117,883tCO<sub>2</sub>e と、対 2019 年 比 25%の削減となっているが、新型コロナ感染拡大に対応した自宅待機等の影響もあり、今後は幾分拡大すると見込まれている。

# 2. カナダ・ロイヤル銀行

### (1) 総資産、預金残高、融資残高、市場シェア

カナダ・ロイヤル銀行の総資産、預金・融資残高及び市場シェアは図表 13 の通りである。

#### 図表 13: カナダ・ロイヤル銀行の総資産、預金・融資残高

(単位:億カナダドル)

		\ <del>-</del>  = :  \tau	
	2020	2021	2022
預金残高	10,119	11,008	12,088
個人	3,431	3,625	4,049
法人•政府	6,243	6,964	7,599
銀行	445	420	440
貸付残高	6,666	7,217	8,237
リテール	4,580	5,036	5,498
ホールセール	2,087	2,181	2,740
総資産	16,245	17,063	19,172
(シェア、%)	23.1	23.3	23.2

(注) 各年10月末時点。

総資産のシェアは商業銀行全体に占めるシェア。

(出所) アニュアルレポート各号。

### (2) 預金利子、預金条件、口座維持手数料、融資条件等の現状

個人向けサービスの預金には当座預金 (Chequing Accounts) と普通預金 (Savings Accounts) があり、元本保証型貯蓄商品として GICs (Guaranteed Investment Certificate) がある。

当座預金では最低残高規制はないが、口座維持手数料を徴収している。普通預金は 最低残高規制も口座維持手数料の徴収もない。口座維持手数料、引出し制限・手数料 は図表 14 の通りである。普通預金の金利は RBC High Interest eSavings で 1.40% (2022 年 12 月 30 日時点)となっている。13 歳以上の学生を対象に提供している学生口座では、口座維持手数料は無料で、国内での引出し制限も無い。

元本保証型貯蓄商品 GICs について、Guaranteed-Return GICs の最低投資額や投資期間、金利は図表 15 の通りである。

### 図表 14: カナダ・ロイヤル銀行の主な個人向け預金の預金条件等

	口座維持手数料	引出し手数料	国内他行ATM 利用料	Interac 電信送金
当座預金				
RBC Day to Day Banking	4.00C\$/月	国内:12回/月まで無料、それ以上1.25C\$/回 海外:1.00C\$/回	2.00C\$/回	無料
RBC Advantage Banking	11.95C\$/月	国内:無料、海外:1.00C\$/回	無料	無料
RBC Signature No Limit Banking	16.95C\$/月	国内:無料 海外:5回/月まで無料、それ以上1.00C\$/回	3回/月まで免除、 それ以上2.00C\$/回	無料
RBC VIP Banking	30.00C\$/月	無料	無料	無料
普通預金				
RBC High Interest eSavings (C\$)	無料	自行ATM:1回目無料、2回目以降5.00C\$/回	2.00C\$/回	1.00C\$/件
RBC Enhanced Savings (C\$)	無料	自行ATM:1回目無料、2回目以降2.00C\$/回	2.00C\$/回	1.00C\$/件
RBC Day to Day Savings (C\$)	無料	自行ATM:1回目無料、2回目以降2.00C\$/回	2.00C\$/回	1.00C\$/件
RBC U.S.High Interest eSavings (US\$)	無料	自行ATM:1回目無料、2回目以降3.00C\$/回	_	_

(出所) カナダ・ロイヤル銀行ウェブサイト (閲覧日:2022年12月30日)

https://www.rbcroyalbank.com/accounts/index.html

### 図表 15: カナダ・ロイヤル銀行の主な元本保証型投資商品 GICs の投資条件等

1	T					
	Guaranteed -Return GICs					
	Non-Redeemable	Redeemable				
	30日未満:10万C\$					
最低投資額	30~364日:5,000C\$ プログラムによって500C\$または1,000C\$					
期間	1~364日、1-5,7ま	たは10年				
金利(%)						
30-59日	2.000	1.750				
60-89日	2.250	2.000				
90-179日	2.500	2.250				
180-269日	2.750	2.500				
270-364日	2.900	2.650				
1年	3.000	1.900				
1.5年	3.250	2.150				
2年	3.250	2.400				
3年	3.300	2.650				
4年	3.350	3.150				
5年	3.400	3.400				
7年	3.750	3.650				
10年	3.900	3.900				

(出所) カナダ・ロイヤル銀行ウェブサイト (閲覧日: 2023 年 2 月 22 日) https://www.rbcroyalbank.com/investments/gics.html

融資条件について、無担保ローンでは、融資期間が $1\sim5$ 年、固定及び変動金利があり、変動金利はプライムレート(2023年2月22日時点6.700%)に連動している58。

<sup>58</sup> カナダ・ロイヤル銀行ウェブサイト(閲覧日: 2023年2月22日)https://www.rbcroyalbank.com/personal-

住宅ローンでは、2 年物固定金利が 5.840%、5 年物固定金利が 5.690%、5 年物変動金利がプライムレート-0.200% (6.500%) 等となっている (2023 年 2 月 22 日時点) 59。

### (3) 提供商品(貯蓄商品、リスク性金融商品、保険商品、貸付商品等)の現状 ∞

個人向け提供商品には、貯蓄商品として、非課税貯蓄口座(TFSA: Tax-Free Savings Account)、退職貯蓄プラン(RRSP: Registered Retirement Savings Plan)、教育貯蓄プラン(RESP: Registered Education Savings Plan)のほか、元本保証型投資商品として GICsがある。リスク性金融商品として非上場投資信託、上場投資信託等がある。 保険商品としては住宅ローン保険等が、貸付商品としては、住宅ローン、自動車ローン、無担保ローン、住宅改修ローン、学生向けクレジット・ライン等があるほか、VISAや Mastercard と提携したクレジットカードを提供している。

# (4) 子会社、関連会社への出資状況

子会社、関連会社は図表16の通りである。

### 図表 16: カナダ・ロイヤル銀行の子会社・関連会社

子会社·関連会社名	本店所在地
Royal Bank Holdings Inc.	カナダ オンタリオ州トロント
RBC Direct Investing Inc.	カナダ オンタリオ州トロント
RBC Insurance Holdings Inc.	カナダ オンタリオ州ミシサガ
RBC Life Insurance Company	カナダ オンタリオ州ミシサガ
R.B.C.Holdings (Bahamas) Limited	バハマ ニュープロビデンス ナッソー
RBC Caribbean Investments Limited	ケイマン諸島グランドケイマン ジョージタウン
Royal Bank of Canada Insurance Company Ltd.	ケイマン諸島グランドケイマン カマナベイ
Investment Holdings (Cayman) Limited	ケイマン諸島グランドケイマン ジョージタウン
RBC (Barbados) Funding Ltd.	バルバドス セント・マイケル
Capital Funding Alberta Limited	カナダ アルバータ州カルガリー
RBC Global Asset Management Inc	カナダ オンタリオ州トロント
RBC Investor Services Trust	カナダ オンタリオ州トロント
RBC Investor Services Bank S.A.	ルクセンブルグ エシュ・シュル・アルゼット
RBC(Barbados) Trading Bank Corporation	バルバドス セント・ジェームズ
RBC U.S.Group Holdings LLC	カナダ オンタリオ州トロント
RBC USA Holdco Corporation	USA ニューヨーク州ニューヨーク
RBC Capital Markets,LLC	USA ニューヨーク州ニューヨーク
City National Bank	USAカリフォルニア州ロサンゼルス
RBC Dominion Securities Limited	カナダ オンタリオ州トロント
RBC Dominion Securities Inc	カナダ オンタリオ州トロント
Royal Bank Mortgage Corporation	カナダ オンタリオ州トロント
RBC Europe Limited	英国ロンドン
The Royal Trust Company	カナダ ケベック州モントリール
Royal Trust Corporation of Canada	カナダ オンタリオ州トロント

(出所) アニュアルレポート 2022年。

,

loans/personal-loans.html

<sup>59</sup> カナダ・ロイヤル銀行ウェブサイト (閲覧日: 2023年2月22日) https://www.rbcroyalbank.com/mortgages/mortgage-rates.html

<sup>60</sup> カナダ・ロイヤル銀行ウェブサイト(閲覧日: 2022 年 12 月 30 日)https://www.rbcroyalbank.com/personal.html

フィンテック関連では、2019年7月に、クラウド決済のフィンテック Way Pay の 買収を発表している 61。

# (5) ESG 投資

2019 年 4 月に、2025 年までのサステナブル・ファイナンス供与の目標を 1,000 億 カナダドルと発表したが、2021年には1,980億カナダドルを達成。このため、同年に 目標額を5,000億カナダドルに目標を増額している。

2021 年 TCFD レポート 62によると、2021 年には、グリーン・ローン及びサステナ ビリティ連動型ローンが 175 億カナダドル、サステナブル・ボンド引受けが 156 億カ ナダドル等、合計838億カナダドルとなり、前年の733億カナダドルを上回った。米 カリフォルニア州の電力会社 Southern California Edison Company 向け協調融資 12.48 億 US 米ドル(山火事リスク軽減プログラム向け、期間 364 日) や、カナダ大手電気 通信事業者 TELUS のサステナビリティ連動型ボンド 75 万カナダドル (2.85%、期限 2031 年、クーポンが GHG 排出削減目標に連動) のジョイント・ブックランナー等が ある。

### (6) TCFD 提言への対応

2021年 TCFD レポートによると、気候戦略とロードマップに従い 2050年までに融 資のネットゼロを達成するとし、そのために、①ファイナンスや金融商品・サービス の提供で顧客のネットゼロ移行を支援、②説明責任を果たす、③持続可能な未来につ いての情報提供や示唆、④業務上のエネルギー利用を 2025 年までに 100%再生可能エ ネルギー由来とするとともに、カーボンオフセットへの依存を最小化するの 4 項目を 掲げている。

2021年の実績としては、先述の通りサステナブル・ファイナンスの実績が 2021年 に 838 億カナダドルとなり、2025 年まで(2019 年~)の目標を 5,000 億カナダドル へと、当初目標から 4,000 億カナダドル引き上げている。また、2021 年 11 月に国際 イニシアティブ「Net-Zero Banking Alliance」に加盟している。さらに、リスク管理や 戦略といった経営・管理の説明責任について、銀行全体として気候に焦点を置く体制 を構築し、気候リスクの分析能力を向上させ、データ基盤や評価及びリスク管理手法 の構築を進めたとしている。このほか、気候をはじめとする環境関連の技術革新への 支援として、110以上の大学等に1,015万カナダドルを提供している。

2021年 TCFD レポートでは、初めて、ポートフォリオの GHG 排出量推計を公表し ている。法人向けローン及びプロジェクト・ファイナンス、住宅ローン、自動車ロー ン、商業不動産ローン、上場株式・社債について、GHG 排出量は合計 45MtCO₂e で、 このうち法人向けローン及びプロジェクト・ファイナンスが83%を占めている。法人 向けローン及びプロジェクト・ファイナンスの GHG 排出量のセクター別内訳では、石 油・ガスが 30%、農業が 24%、電力が 26%、その他が 20%となっている。

業務由来の GHG 排出量については、2025 年までに対 2018 年比 70%の削減を目標 としている。2021年にはスコープ 1 が 20,956tCO₂e、スコープ 2 が 45,728 tCO₂e、ス コープ 3 が 1,548 tCO₂e の合計 68,232 tCO₂e で、対 2018 年比 55.3%の削減となって いる。因みに、2021年には国内の電力消費の99%が再生可能エネルギー由来となって いる。

http://www.rbc.com/newsroom/news/2019/20190709-waypay.html

<sup>61</sup> カナダ・ロイヤル銀行ウェブサイト (閲覧日:2022年12月30日)

<sup>62</sup> https://www.rbc.com/community-social-impact/\_assets-custom/pdf/RBC-TCFD-Report-2021.PDF

# 3. スコシアバンク

### (1) 総資産、預金残高、融資残高、市場シェア

スコシアバンクの総資産、預金・融資残高及び市場シェアは図表 17 の通りである。

### 図表 17: スコシアパンクの総資産、預金・融資残高

(単位:億カナダドル)

	(十二・心の) ブール/			
	2020	2021	2022	
預金残高	7,508	7,973	9,162	
個人	2,461	2,436	2,659	
法人•政府	4,646	5,113	5,976	
銀行	401	424	527	
貸付残高	6,109	6,426	7,503	
個人	3,932	4,237	4,632	
うち住宅ローン	2,847	3,197	3,493	
法人•政府	2,177	2,189	2,871	
総資産	11,365	11,848	13,494	
(シェア、%)	16.2	16.2	16.4	

(注) 各年 10 月末時点。

総資産のシェアは商業銀行全体に占めるシェア。

(出所) アニュアルレポート各号。

# (2) 預金利子、預金条件、口座維持手数料、融資条件等の現状

個人向けサービスの預金には当座預金(Chequing Accounts)と普通預金(Savings Accounts)があり、元本保証型貯蓄商品として GICs (Guaranteed Investment Certificate) がある。

口座維持手数料をはじめとする手数料や普通預金の金利等は、図表 18 の通りである。カナダドル建て普通預金では、口座維持手数料は無料で、最低預金額規定はない。

### 図表 18: スコシアバンクの主な当座預金、普通預金の預金条件

当座預金	口座維持手数料	引出し手数料	Interac電信送金
Basic Bank Account	3.95C\$/月	12件/月まで無料 その後1.25C\$/件	無料
Basic Plus Bank Account	11.95C\$/月 日次締切残高が3,000C\$以上の場合免除	25件/月まで無料 その後1.25C\$/件	無料
Preferred Package	16.95C\$/月 日次締切残高が4,000C\$以上の場合免除	無料	無料
Ultimate Package	30.95C\$/月 日次締切残高が5,000C\$以上の場合免除	無料	無料

普通預金	口座維持手数料	最低預金額	金利
Momentum <sup>plus</sup> Savings Account	無料	規定なし	レギュラ一金利:1.50%
Savings Accelerator Account	無料	規定なし	残高が25万C\$以上;1.50% 25万C\$未満:1.40%
Money Master Savings Account	無料	規定なし	年率0.010%

(出所) スコシアバンク ウェブサイト (閲覧日: 2023 年 2 月 22 日)

 $https://www.scotiabank.com/ca/en/personal/bank-accounts/chequing-accounts.html\ https://www.scotiabank.com/ca/en/personal/bank-accounts/savings-accounts.html\ https://www.scotiabank.com/ca/en/personal/bank-accounts/savings-accou$ 

### 図表 19: スコシアパンクの GICs の金利

LongTerm Non-		Short Term Non-		
Redeemable GICs		Redeemable GICs		
期間	年複利	期間	年率	
1年	2.00%	30-59日	0.95%	
18カ月	2.25%	60-89日	1.20%	
2年	2.50%	90-119日	1.50%	
3年	2.75%		1.55%	
4年	3.00%	150-179日	1.60%	
5年	5年 3.25%		1.75%	
		270-364日	1.90%	

(注) 2023年1月3日発効。

(出所) スコシアバンク ウェブサイト (閲覧日:2023 年 2 月 22 日) https://www.scotiabank.com/ca/en/personal/investing/guaranteed-investment-certificates.html

融資条件について、住宅ローンでは、金利はプライムレートに連動する変動金利と固定金利がある。固定金利では、契約期間中にいつでもペナルティーなしに完済できる Open Mortgage が、期間 6 カ月で 9.250%、期間 1 年で 9.250%、契約期間中に解約や完済をするとペナルティーのかかる Closed Mortgage が、期間 1 年: 6.790%、2 年: 6.590%、3 年: 6.440%、4 年: 6.340%、5 年: 6.340%、7 年: 7.000%、10年: 7.490%となっている(2023 年 1 月 3 日発効)  $^{63}$ 。無担保ローンは、期間が最長 5 年で、金利は固定及び変動金利がある  $^{64}$ 。

### (3) 提供商品(貯蓄商品、リスク性金融商品、保険商品、貸付商品等)の現状 65

個人向け提供商品には、貯蓄商品として、非課税貯蓄口座(TFSA: Tax-Free Savings Accounts)、退職貯蓄プラン(RRSP: Registered Retirement Savings Plans)、教育貯蓄プラン(RESP: Registered Education Savings Plan)等のほか、元本保証型投資商品として GICsがある。リスク性金融商品として非上場投資信託、上場投資信託等がある。保険商品としては住宅ローン保険、旅行保険等が、貸付商品としては、住宅ローン、自動車ローン、ボートローン、自動二輪ローン等があるほか、VISAや Mastercard、American Express と提携したクレジットカードを提供している。

#### (4) 子会社、関連会社への出資状況

スコシアバンクの子会社、関連会社は図表 20 の通りである。

<sup>63</sup> スコシアバンク ウェブサイト (閲覧日: 2023 年 2 月 22 日) https://www.scotiabank.com/ca/en/personal/rates-prices/mortgages-rates.html

<sup>64</sup> スコシアバンク ウェブサイト (閲覧日: 2023 年 2 月 22 日) https://www.scotiabank.com/ca/en/personal/loans-lines/personal-loan.html

<sup>65</sup> スコシアバンク ウェブサイト (閲覧日: 2022 年 12 月 31 日) https://www.scotiabank.com/ca/en/personal.html

#### 図表 20: スコシアパンクの子会社・関連会社

子会社・関連会社	本店所在地
カナダ	
1832Asset Management L.P.	オンタリオ州トロント
BNS Investments inc.	オンタリオ州トロント
Montreal Trust Comnpany of Canada	ケベック州モントリール
The Bank of Nov Scotia Trust Company	オンタリオ州トロント
National Trust Company	オンタリオ州ストラットフォード
Roynat Inc.	アルバータ州カルガリー
Scotia Capital Inc.	オンタリオ州トロント
Scotia Dealer Advantage Inc.	ブリティッシュコロンビア州バーナビー
Scotia Mortgage Corporation	オンタリオ州トロント
Scotia Securities Inc.	オンタリオ州トロント
Tangerine Bank	オンタリオ州トロント
Jarislowsky,Faser Limited	ケベック州モントリール
MD Financial Manmagement Inc	オンタリオ州オタワ
その他	
Scotiabank Colpatria S.A. (51%)	コロンビア ボゴタ
BNS International (Bahamas) Limited	バハマ ナッソー
BNS Asia Limited	シンガポール
The Bank of Nova Scotia Trust Company (Bahamas) Limited	バハマ ナッソー
Grupo BNA de Costa Rica,S.A.	コスタリカ サンジョゼ
Scotiabank & Trust (Cayman)Ltd.	ケイマン諸島 グランドケイマン
Scotiabank (Bahamas) Limited	バハマ ナッソー
Scotiabank (Ireland) Designated Activity Company	アイルランド ダブリン
Grupo Financiero Scotiabank Inverlat, S.A. de C.V. (97.4%)	メキシコ メキシコシティ—
Nova Scotia Inversiones Limitada	チリ サンチアゴ
Scotia Chile S.A. (99.79%)	チリ サンチアゴ
Scotia Holdings (US) Inc	ニューヨーク州ニューヨーク
Scotia Capital (USA)Inc	ニューヨーク州ニューヨーク
Scotiabank Brasil S.A.Banco Multipio	ブラジル サンパウロ
Scotiabank Caribbean Holdings Ltd.	バルバドス ブリッジタウン
Scotia Group Jamaica Limited (71.8%)	ジャマイカ キングストン
The Bank of Nova Scotia Jamaica Limited	ジャマイカ キングストン
Scotiabank Trinidad and Tobago Limited (50.9%)	トリニダード・トバゴ ポート・オブ・スペイン
Integra Properties Ltd.,S.A.	パナマ パンマシティ
Scotiabank Uruguai S.A.	ウルグアイ モンテビデオ
Scotiabank Europe pic	英国ロンドン
Scotia Peru Holdings S.A.	ペルー リマ
Scotiabank Peru S.A.A. (99.31%)	ペルー リマ
Profuturo AFP S.A.	ペルー リマ
Scotiabank Republic Dominicana S.ABanco Multiple (99.8%)	ドミニカ共和国 サントドミンゴ
Scotiabank (Barbados) Limited	バルバドス ブリッジタウン

(出所) アニュアルレポート 2022年。

### (5) ESG 投資

2021 年 ESG レポートによると、2021 年のサステナブル・ファイナンスの実績は、ローンが 117 億カナダドル (グリーン・ローン:7億カナダドル、サステナビリティ・ローン:3億カナダドル、サステナビリティ連動型ローン:107億カナダドル)、ボンド引受けが 130 億カナダドル (グリーン・ボンド:49 億カナダドル、ソーシャル・ボンド:42 億カナダドル、サステナビリティ・ボンド:33 億カナダドル、サステナビリティ連動型ボンド:7億カナダドル)となっている 66。

\_

<sup>66</sup> https://www.scotiabank.com/content/dam/scotiabank/corporate/Documents/Scotiabank\_2021\_ESG\_Report\_Final.pdf

### (6) TCFD 提言への対応

スコシアバンクは 2021年11月に国際イニシアティブの「Net-Zero Banking Alliance」に加盟し、2050年までに投融資ポートフォリオにおける GHG 排出量ネットゼロの実現を目指している。2021年 ESG レポートによると、気候関連ファイナンスのための資本動員は、2025年まで(2019年~)の目標を累計 1,000億カナダドルとし、2021年に300億カナダドル、累計では580億カナダドルとなっている。

業務上のエネルギー利用では、2025 年までに国内で 100%を、2030 年までにグローバルで 100%を、GHG 非排出エネルギー由来にするとの目標を設定し、2021 年には 63%の達成率となっている。

GHG 排出量については、2025 年までにスコープ 1 及び 2 の排出量を対 2016 年比 25%削減するとの目標を設定している。2021 年の排出量は、スコープ 1 が  $12,433tCO_2e$ 、スコープ 2 が  $91,504tCO_2e$  で、対 2016 年比 25%の削減となっている。スコープ 3 は  $495CO_2e$  である。

### 4. 信用協同組織

信用協同組織は、州政府によって設立が許可される預金取扱金融機関で、仏語圏のケベック州では庶民金庫、その他の英語圏では信用組合がそれぞれ普及している。預金取扱機関の資産額における信用協同組織のシェアは、2022 年 9 月末時点で 5.8% である。各組織の資産規模はごく小規模ではあるものの、機関数は商業銀行を大きく超える。

#### (1) 庶民金庫の設立経緯・特徴 68

仏語圏(ケベック州)では、デジャルダン・グループに統括される庶民金庫(ケース・ポピュレール)が広く普及している。庶民金庫は1900年、アルフォンス・デジャルダンによって設立された。裁判所の速記官であったデジャルダンは、貧しい農民が非合法の高利貸しに苦しむ姿を目の当たりにし、庶民の「助け合い」により運営される金融機関の設立を考えた。そこで採用したのが、当時の欧州で考案された、協同形態の金融機関であった。

以上のような設立の経緯から、庶民金庫をはじめ、信用協同組織では「共通の絆 (common bond)」を持つ人々に対して、行き届いたサービスを提供することが目指されている。庶民金庫については、はじめカトリック教会の教区に基づいて設立されたことから、現在でも教会の教区や、地域に基づいて設立されることが多い。その他には、特定の業界、労働組合や文化コミュニティが「共通の絆」とされる。

### (2) 信用組合の設立経緯・特徴 %

英語圏では、庶民金庫と同種の機関として、クレジット・ユニオン(信用組合)が普及している。

仏語圏では広く普及した庶民金庫であったが、当初、英語圏では普及しなかった。 庶民金庫に代わり信用組合が普及したきっかけは、デジャルダンが米国での信用組合

<sup>67 2022</sup> 年 9 月の預金取扱機関の総資産は 9 兆 5,122 億カナダドルである(出所は図表 1 を参照)。

<sup>68</sup> 藤原(2003)

<sup>69</sup> 藤原(2003)

に関わったことであった。1909 年、デジャルダンは米国ニューハンプシャー州で、セント・メアリー・クレジット・ユニオンの設立に関わった。この設立以降、米国では急速に信用組合が普及した。

1940年には、米国の業界団体である CUNA (米クレジット・ユニオン協会) がオンタリオ州で信用組合を創設した。このことをきっかけに、カナダの英語圏においても、逆輸入という形で信用組合が広く普及することとなったのである。

信用組合は各州にクレジット・ユニオン・セントラルと呼ばれる連合会が設置されている。各組合はいずれかの連合会に所属しており、各州の連合会はカナディアン・セントラルが中央機関として統括している。

# 図表 21: 信用協同組織の州別概況(2022 年第3四半期)

信用組合中央連合会 会員	種類 (注1)	預金残高 (億カナダドル)	貸付残高(億カナダドル)	総資産(億カナダドル)	機関数	支店数	組合員数
ブリティッシュ・コロンビア州	CU	868.4	826.4	998.8	36	358	207.1
アルバータ州	CU	257.5	263.8	305.3	14	196	61.7
サスカチュワン州	CU	247.7	211.8	282.5	35	224	49.7
マニトバ州(注 2)	CU	370.5	347.9	414.3	20	194	71.4
オンタリオ州 (注 2)	CU	635.9	682.0	788.5	60	516	161.8
ニューブランズウィック州	CU	57.6	52.1	69.0	9	66	23.0
ノバスコシア州	CU	35.7	27.9	39.5	23	69	14.3
プリンスエドワードアイランド州	CU	16.9	14.1	18.2	4	13	4.8
ニューファンドランド・ラブラドール州	CU	14.4	12.1	15.6	8	36	6.1
小 計		2,504.6	2,438.0	2,931.6	209	1,672	599.9

信用組合中央連合会 非会員	種類	預金残高 (億カナダドル)	貸付残高 (億カナダドル)	総資産 (億カナダドル)	機関数	支店数	組合員数 (万人)
ケベック州/オンタリオ州	CP	1,898.9	2,059.3	2,540.0	213	542	483.1
小 計		1,898.9	2,059.3	2,540.0	213	542	483.1
				1	1	1	
総計		4,403.5	4,497.3	5,471.7	422	2,214	1,083.0

<sup>(</sup>注1)「種類」の「CP」は庶民金庫(caisses populaires)、「CU」は信用組合(credit unions)を示す。

(出所)カナダ信用組合協会 (Canadian Credit Union Association, CCUA) "National System Results Third Quarter 2022" (閲覧日: 2023 年 2月 22日) https://ccua.com/app/uploads/private-files/3Q22SystemResults-29-Nov-22.pdf

### (3) 信用協同組織の運営方法

信用組合では組合員による経営・運営が行われており、組合員の中から経営に従事する理事が選任される。信用組合に口座を持っている者は「共通の絆」に基づいて等しく組合員の資格を有しており、預金残高の多寡にかかわらず、1組合員が1議決権を有する。組合員になる際は出資を行うが、出資金額は各信用組合により異なる。

カナダにおける全信用組合は、国際協同組合連盟(International Co-operative Alliance、ICA)による「協同組合の基本原則(Co-operative Principles)」をガイドラインとしている。この基本原則には、①任意かつ開かれた組合員資格(Voluntary and Open Membership)、②民主的な組織(Democratic Member Control)、③ 組合員による出資(Member Economic Participation)、④自律性及び独立性(Autonomy and

<sup>(</sup>注 2) CP を含む。

Independence)、⑤教育、訓練、情報(Education, Training, and Information)、⑥ 信用組合間の協働(Cooperation among Cooperatives)、⑦コミュニティとの関わり(Concern for Community)の7項目が挙げられている 7%。

# (4) 信用協同組織における提供サービス

法人を対象とした、信用組合の主な提供サービスは以下の通りである。

- マーチャント・バンキング業務
- 商用ローン
- 商業用不動産ローン
- ・ オンライン・バンキング
- カード・サービス 等

個人向けでは、以下の金融サービスが提供されている。

- 当座預金口座及び貯蓄口座
- ・ 住宅ローン
- ・ RRSP(Registered Retirement Savings Plan): 老後預金として、退職時に備えて貯金する口座
- ・ RRIF(Registered Retirement Income Fund): 年金預金として、退職後に定期的に支払を受けることができる口座
- ・ RESP(Registered Education Savings Plan): 登録教育貯蓄プラン
- TFSA(Tax Free Savings Account): 非課税貯蓄口座
- 一般ローン
- デビットカード、クレジットカード
- 投資商品
- 投資信託 等

フランスに本社を置くマーケット・リサーチ会社 Ipsos 社による「Ipsos Financial Services Excellence Award 2022<sup>71</sup>」では、18 年連続でカナダの信用組合が消費者サービスについて表彰された。支店サービスやオンライン・バンキング・サービス等が高い評価を得ている。

### 【参考情報】デジャルダン連合会(Fédération des caisses Desjardins du Québec)

カナダの仏語圏ケベック州では、庶民金庫(caisses populaires)がリテール向け金融サービスの主な担い手となっている。また、オンタリオ州、ニューブランズウィック州、マニトバ州の3州でも、ケベック州と比較すると少数ながら、庶民金庫が存在している。

庶民金庫の 1 機関の規模は非常に小さいため、これらを総括し効率的に運営するために、1920 年から 44 年の間にケベック州内外合わせて 14 の地域連合会 (ケベック州:11、州外:3) が組成された。2001 年にはケベック州内 11 の地域連合会の機能がケベック州連盟に統合され、生みの親であるアルフォンス・デジャルダンの名にちなんだケベック州デジャルダン連合会 (以降、デジャルダン連合会)が発足した。

<sup>7</sup>º 国際協同組合同盟(International Co-operative Alliance :ICA) ウェブサイト (閲覧日:2020 年 6 月 22 日) https://www.ica.coop/en/cooperatives/cooperative-identity

<sup>&</sup>lt;sup>71</sup> Ipsos (2022) "Ipsos Awards Top Honours for Financial Services Excellence in Canada", October 11 https://www.ipsos.com/en-ca/news-polls/Ipsos-Awards-Top-Honours-for-Financial-Services-Excellence-in-Canada-2022

各庶民金庫はデジャルダン連合会に対し年次報告書等の報告書を提出する必要があり、連合会はこれらをまとめて州の金融検査局に提出する。また、デジャルダン連合会は全庶民金庫に対し、リスクマネジメントのアドバイス、流動性の管理等を行い、庶民金庫の発展を支援している。デジャルダン連合会傘下の庶民金庫数(ケベック州とオンタリオ州の合計)は215機関、組合員数478万人となっている(2021年12月時点)72。

なお、デジャルダン連合会を中核企業とするデジャルダン・グループには、保険や証券、投資顧問をはじめとする多くの企業が属しており、グループ内での連携を通じて、庶民金庫の金融業務の多角化を支援している。グループ全体の総資産は 3,971 億カナダドル(2021 年 12 月) 73 と、ビッグ・シックス(Big Six)と並ぶ規模であり、National Bank of Canada(商業銀行)を上回る国内第 6 位に位置する

-

<sup>72</sup> カナダ信用組合協会(Canadian Credit Union Association, CCUA) "National System Results Fourth Quarter 2021" (閲覧日:2023 年1月13日)https://ccua.com/app/uploads/private-files/4Q21SystemResults-02-Mar-22.pdf
73 Desjardins Group アニュアルレポート 2021 https://www.desjardins.com/ressources/pdf/d50-rapport-annuel-mcd-2021-t4-e.pdf?resVer=1646947922000 (閲覧日:2023年1月13日)

#### 最近の金融動向と今後の展望 第4章

## 金融ビジネスにおける DX、フィンテック、キャッシュレスの動向

#### (1) フィンテックの動向

#### ① 中央銀行主導の実証実験

カナダ銀行はフィンテックの研究を重要なテーマの一つと位置付け、政府当局や金 融業界、フィンテック市場への新規参入企業との共同実験を含めた提携や議論が必要 であるとしている 74。カナダでは政府主導で金融サービスセクターにおける実証実験 が行われており、フィンテック関連では2016年6月、銀行間決済システムの構築を目 的としたデジタル通貨の開発と実証実験の内容を発表した 75。

この実験は Project Jasperがと称され、中央銀行主導の取り組みとして注目された ツ。 具体的には、仮想通貨などで利用される分散型台帳(DLT、Distributed-Ledger-Technology)の仕組みが、銀行間決済においてどの程度利用可能であるかを実証する プロジェクトである。カナダ中銀を中心に、カナダ決済協会、R3 コンソーシアム プ、 国内の大手金融機関、海外金融当局・中銀などが協力して行われた。Phase  $I \sim II$ では 国内の銀行間決済、PhaseⅢでは現金・有価証券のポスト・トレード決済における DLT 利用の実験が行われ、PhaseIVでは実験対象を国際間決済システムへと移し、シンガポ ール通貨庁(MAS)、Bank of England と協同で取り組まれた(図表 22) ?。 2019 年 5月、カナダ中銀は MAS とのクロスボーダー決済に関する実証実験が成功したと発表 した。この実験はカナダ中銀が開発した DLT 決済システム (Project Jasper) と、MAS が開発した DLT 決済システム (Project Ubin) という異なる DLT プラットフォーム間 でクロスボーダー決済の処理を行うもので、HTLC(Hashed Time-Locked Contracts) と呼ばれる仕組みを利用して、仕様の異なるネットワーク間における決済処理を可能 としたものである。

### 图表 22: Project Jasper

実験段階	実験内容	協働機関	進捗
フェーズ 1~2	銀行間決済	カナダ決済協会 R3 ビッグ・シックス	完了
フェーズ 3	現金・有価証券の ポスト・トレード決済	カナダ決済協会 トロント証券取引所	完了

<sup>&</sup>lt;sup>74</sup> Carolyn Wilkins (2016) "FinTech and the Financial Ecosystem: Evoluation or Revolution?" Bank of Canada http://www.bankofcanada.ca/wp-content/uploads/2016/06/remarks-170616.pdf

77 近藤 (2018)

<sup>75</sup> Bank of Canada "FinTech Experiments and Projects" (閲覧日: 2020年6月12日) http://www.bankofcanada.ca/research/digital-currencies-and-fintech/fintech-experiments-and-projects/

<sup>&</sup>lt;sup>76</sup> Payments Canada, Bank of Canada and R<sub>3</sub> (2017) "Project Jasper: A Canadian Experiment with Distributed Ledger Technology for Domestic Interbank Payments Settlement"

https://www.payments.ca/sites/default/files/29-Sep-17/jasper\_report\_eng.pdf

<sup>78</sup> R3 は米国を拠点として、世界各国の金融機関、テクノロジー関連企業、政府機関で構成されるコンソーシアムである。 https://www.r3.com/

<sup>&</sup>lt;sup>79</sup> Bank of Canada "Digital Currencies and FinTech: Projects" https://www.bankofcanada.ca/research/digital-currencies-and-fintech/projects/?page\_moved=1#Phase-4

フェーズ 4

クロスボーダー決済

シンガポール通貨庁(MAS) バンク・オブ・イングランド 商業銀行

完了 (**2020**年**2**月)

(出所) Carolyn A·Wilkins, Senior Deputy Governor Bank of Canada,

"Money for Nothing? A Central Banker's Take on Cryptoassets" を基に作成

https://www.bankofcanada.ca/wp-content/uploads/2018/10/presentation-251018.pdf Princeton University, October 2018

(カナダ中央銀行のシニア副総裁、Carolyn Wilkins 氏によるプリンストン大学の講演)

(閲覧日:2020年6月12日)等

### ②規制動向

カナダ産業省競争局が 2016 年 5 月、フィンテックを含む技術革新が、消費者や企業の金融商品・サービスの利用方法に与える影響について調査を開始した 80。具体的な調査対象としては、P2Pの銀行決済、e-wallet(電子マネー)・モバイル決済、クラウドファンディング(特に小~中規模ビジネス)、オンラインベースの金融アドバイザリーサービス(ロボ・アドバイザーなど)が挙げられていた。

フィンテックの規制・監督体制としては、連邦レベルでも州レベルでも、フィンテック固有の単一の規制・監督機関があるわけではなく、展開するビジネスに応じて従来の規制・監督が適応される 81。銀行業務や消費者信用、保険、資本調達といったサービスを提供する場合には、それぞれの既存の規制・監督制度の管轄下に置かれることになる。 さらに、個人情報保護及び電子書類法(PIPEDA: Personal Information Protection and Electric Documents Act)をはじめ、プライバシー保護や消費者保護に関する規制、反マネーロンダリング規制等の適応も受ける。暗号通貨または暗号資産については、2017年8月に、カナダ証券管理委員会(CSA)が暗号通貨の交換、イニシャル・カレンシー・オファリング、イニシャル・トークン・オファリング、暗号通貨投資ファンドに連邦証券法を適応するための指針(Staff Notice 46-307)を発出し、証券業の規制・監督の対象とされることになった。

#### ③主要企業·投資動向

カナダでは、トロント、モントリール、カルガリー、バンクーバーにフィンテック企業の集積が進みハブとなっている。とりわけトロントには 1,200 社以上が集積しているとされる 82。KPMG によると 2021 年にフィンテックへの投資額は 64 億米ドルを記録した。カナダは AI への投資が進んでいることで知られ、大手銀行では AI を活用したロボ・アドバイザリーサービスの充実が図られている。フィンテック・ユニコーン(評価額が 10 億ドル以上の未上場企業)とされる企業として、Wealthsimple(multiplatform banking)、FreshBooks(cloud banking)、Trulico (digital identity)、Dapper Labs (blockchain)、Blockstream (blockchain)、FreshBooks (cloud accounting)がある。

80 Government of Canada (2017)

 $<sup>^{81}</sup>$  ICLG.com FinTech Laws and Regulations Canada 2022-2023 (閲覧日:2023 年 1 月 3 日) https://iclg.com/practice-areas/fintech-laws-and-regulations/canada

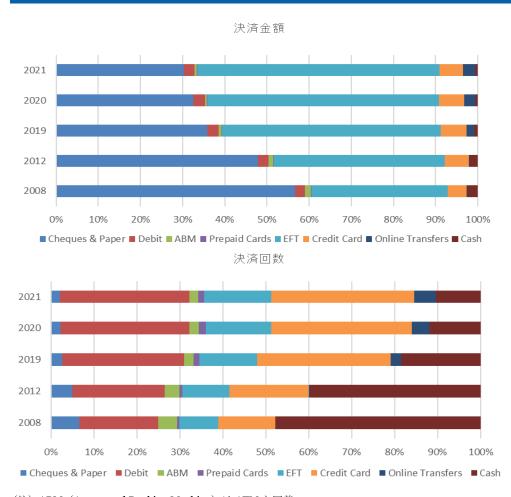
<sup>82</sup> The FinTech Times, "The Rise of FinTech in Canada: Home to a Vibrant Innovation Ecosystem", March 30,2022 (閲覧日:2023年1月3日).https://the fintech times.com/rise-of-fintech-in-canada-innovation-ecosystem/

### (2) キャッシュレス化の状況

決済では、現金や小切手といった伝統的な手段にかわり、カード決済や電子資金振替(EFT: Electric Funds Transfer)、オンライン決済、モバイル決済といった決済手段が拡大している。コロナ禍はそうしたキャッシュレス決済への移行を加速した。

カナダ決済協会(Payments Canada)による手段別決済動向調査によると、2021 年の決済回数は対前年比 3.8%増の 197.5 億回、決済金額は同 15.4%増の 10.8 兆カナダドルで、決済回数はコロナ禍前の水準にはいたらないものの回復を示し、決済金額はコロナ禍前を上回る水準に拡大している 83。手段別内訳を見ると、件数ではクレジットカードが最大の 33.3%を占め、次いでデビットカードが 30.2%、EFT (Electric Funds Transfer 電子資金振替)が 15.6%、現金が 10.3%となる一方、金額では、EFT が 57.5%と過半を占め、次いで小切手が 30.3%となっている。特筆すべきは、オンライン決済が回数で対前年比 25.7%、金額で 30.4%の大幅な伸びを示し、金額で初めてデビットカードを上回ったことである。近年は、小切手、現金の決済が減少し、デビットカード、クレジットカード、EFT といったキャッシュレス化が進んでいることがわかる。

# 図表 23: 決済回数・金額における各決済手段のシェア



(注) ABM (Automated Banking Machine) は ATM と同義。なお、決済回数、決済金額はいずれも法人による決済を含むベース。(出所) Payments Canada, Canadian Payment methods and Trends 各年号。

<sup>83</sup> Payments Canada, Canadian Payment Methods and Trends 2022(閲覧日:2022 年 1 月 3 日)https://payments.ca/insights/research/canada-experiences-rebound-transaction-volume-and-value-2021

コロナ禍による消費行動・決済行動の変化について、2020年の金融システム報告書 (Financial System Review) 84は、新型コロナウイルスの拡大が経済のあらゆる面に影響し、国民の購買活動、サービス対価の支払決済に顕著な変化が表れ、非接触型決済が増加、現金利用が減少し、オンライン利用により金融サービスのデジタル化が加速するとしている。同報告書は、新型コロナウイルスの影響をきっかけとした生活様式の変化によるデジタル化の流れを定着させるには、さらに継続的な奨励策の実施が必要であると指摘している。

また、2020 年 5 月にカナダ決済協会 85は"The payment trends during COVID-19 study"の中で、新型コロナウイルス拡大に伴いカナダの個人の現金による決済は抜本的な転換期を迎えたと指摘している。パンデミック前と比較して、カナダ国民の 75%が消費を減らし、62%が現金の利用を減らした。国民の 42%が非接触による支払いを受けない店舗での購買を避ける傾向にあるとしている。

これらの理由として、パンデミックを境に、国民の93%が不要不急の外出を控え、 国民生活に必要最低限の購買に終始したこと、オンライン会議や、オンデマンド・エンターテイメントなど新しい生活様式にシフトしたことにより、現金や小切手から、 Interac 社の e-Transfer や PayPal、クレジットカードといった非接触での支払が可能 な電子決済、オンライン決済、e-コマース、モバイル決済への転換が進んだとしている。

キャッシュレス決済の拡大の背景には、オンライン・バンキングやモバイル・バンキングの浸透がある。スマートフォンアプリなどを通じたモバイル・バンキングは、各金融機関が積極的に導入してきた。ビッグ・シックスの各行は、ブラウザ、専用アプリを通じたサービスの提供を行っている(図表 24)。口座の収支確認、口座間の送金サービスが利用できるほか、Canadian Imperial Bank of Commerce ではオンラインでの外貨購入が可能である。

カナダ中銀の調査 86によれば、カナダではオンライン決済として e-Transfer87と呼ばれるシステムが主として利用されているようである。e-Transfer は Interac 社が提供する、銀行間送金サービスである。銀行のオンライン、モバイルバンキングサービスに登録していれば、メールアドレス、もしくは携帯電話番号を利用して、異なる銀行の口座間で簡単に送金できる。同サービスは大手行のビッグ・シックスなどの商業銀行の他、デジャルダン・グループ、その他多数の信用組合(Credit Union)で利用可能であり、カナダにおける利便性の高さが窺われる。また、送金処理が速いことも消費者の利便性を高めている。例えば、カナディアン・バンクの同システムでは、e-Transferによる送金処理は1分程度で終了する。同調査においては、P2P(個人間決済)においては現金に代わる形で、e-Transfer の利用度が高まっていると指摘している。

<sup>84</sup> Bank of Canada (2020)

<sup>85</sup> Payments Canada "COVID-19 pandemic dramatically shifts Canadians' spending habits" https://www.payments.ca/about-us/news/covid-19-pandemic-dramatically-shifts-canadians%E2%80%99-spending-habits

<sup>86</sup> Walter Engert, Ben S. C. Fung (2019)

<sup>87</sup> Interac 社ウェブサイト(閲覧日: 2020 年 6 月 12 日)https://www.interac.ca/en/interac-e-transfer-consumer.html

# 図表 24: 主要 6 行の提供するオンライン・バンキング・サービス (一例)



(出所) ビッグ・シックス (National Bank of Canada, Royal Bank of Canada, Bank of Montreal, Canadian Imperial Bank of Commerce, The Bank of Nova Scotia (Scotiabank), The Toronto Dominion Bank (TD)) 各行ウェブサイトを基に作成

### (3) モバイル決済の動向

モバイル決済には、銀行が提供しているアプリや、Wise や PayPal といった銀行以外の事業者が提供するアプリ、クレジットカード等の決済手段に連動した e-commerce アプリ、Google Pay や Apple Pay 等の Digital wallets によるデジタル決済が含まれる。

先述の Payments Canada の報告書によると、2021 年のモバイル決済は回数が対前年比 17%増、金額が同 31%増と大幅に拡大している 88。新型コロナウイルスの感染が拡大して以降、買い物にモバイル・ウォレットを利用した者の 45%は、非接触型決済のため従来より店頭での買い物の支払に活用したとしている。

### (4) リテール決済に関する法規制の状況

2021年6月にリテール決済に関する法規制として「リテール決済法(RPAA: Retail payment Activities Act)」が制定された 8%。リテール決済の規制・監督体制については、2017年に財務省が公表したコンサルテーション・ペーパーに論じられており、RPAAの制定により、2,500事業者以上と推定されるリテール決済サービス事業者(PSP: payment service providers)が、銀行等と同様に、中央銀行の監督下に置かれることになった %。同法では、国家安全保障の確保に加え、エンドユーザーの保護ならびにリテール決済分野の技術革新の推進を目的としている。

同法で定義されるリテール決済機能は、①一人またはそれ以上のエンドユーザー向けに電子資金振替(EFT)に関連した口座の提供または維持、②エンドユーザーによる引出しまたは、本人を除く個人または機関への振替が行われるまで、エンドユーザーのために資金を保持、③エンドユーザーの要請に応じて EFT を開始、④EFT または

<sup>88</sup> Payments Canada, Canadian Payment Methods and Trends 2022、p 5 (閲覧日:2022年1月3日) https://payments.ca/insights/research/canada-experiences-rebound-transaction-volume-and-value-2021

<sup>89</sup> https://payments.ca/retail-payment-activities-act-and-what-it-means-retail-payments (閲覧日:2023年1月4日)

<sup>90</sup> https://mcmillan.ca/insights/who-is-caught-by-canadas-new-retail-payment-systems-regulation/、https://mcmillan.ca/insights/prepare-for-regulation-bank-of-canada-introduces-new-retail-payments-supervisory-framework/(閲覧日:2023年1月4日)

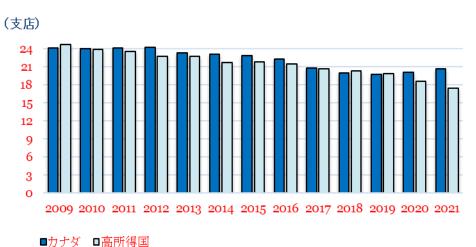
EFT に関連する指示の送受信、⑤決済機能の提供となっている。

事業者は、今後発効予定の細則(2024年の発効が見込まれている)に従って登録が求められ、中央銀行に対して、オペレーショナル・リスク軽減策に関する詳細な年報の提出や、事業内容の変更やエンドユーザーや他の事業者に影響を及ぼすような事案についての報告が義務付けられることになる。

### (5) リテール金融機関の顧客接点における DX

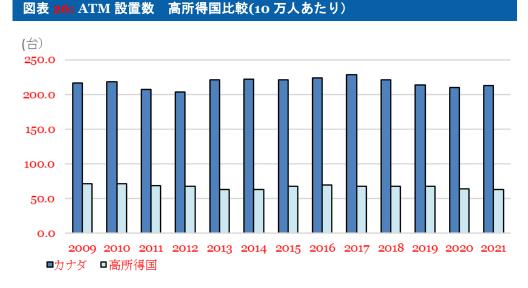
世銀データによると、カナダの銀行支店数は高所得国平均並みであるが、減少傾向にある。一方、ATM 設置台数は、高所得国平均を大幅に上回っているものの、2017 年をピークに頭打ちとなっている。これらは、オンライン・バンキングやモバイル・バンキングの浸透を受けたものと思われる。

# 図表 25: 銀行支店数 高所得国平均比較(10 万人あたり)



74.73

(出所) World Bank "Bank branches"を基に作成



(出所)World Bank "Automated teller machines (ATMs)" を基に作成

カナダ銀行協会は、主要銀行の州別の支店数、ATM 数を公表している(図表 25)。 首都オタワや州都トロントが位置するオンタリオ州、モントリオールが位置するケベック州に支店、ATM が集中している。前述の世界銀行のデータと異なり、主要 9 行のデータであることには留意が必要であるが、人口 1 万人当たりの支店数及び ATM 設置台数を比較すると、支店数は概ね  $1.5\sim2$  店、ATM 台数は  $4\sim6$  台となっている。州による大きな差は見受けられない。

# 図表 27:主要銀行の州別の支店数及び ATM 設置台数

	2020年人口	2021年人口	主要9行支店数合計		主要8行ATM合計台数	
	(万人)	(万人)	(2021年)	1万人当り	(2020年)	1万人当り
ブリティッシュ・コロンビア州	515	524	806	1.5	2,512	4.9
アルバータ州	442	447	671	1.5	2,420	5.5
サスカチュワン州	118	118	193	1.6	477	4.0
マニトバ州	138	140	180	1.3	583	4.2
オンタリオ州	1,472	1,490	2,430	1.6	7,562	5.1
ケベック州	858	863	958	1.1	3,429	4.0
ニューブランズウィック州	78	80	142	1.8	448	5.7
ノバスコシア州	98	100	183	1.8	635	6.5
プリンスエドワードアイランド州	16	17	25	1.5	80	5.0
ニューファンドランド・ラブラドール州	52	52	100	1.9	327	6.3
ユーコン準州	4	4	7	1.8		
ノースウエスト準州	5	5	16	1.8	42	3.2
ヌナブト準州	4	4	16	1.0		
全国	3,801	3,843	5,711	1.5	18,515	4.9

(注) 支店数はカナダ銀行協会に加盟する銀行のうち 9 行(ビッグ・シックス、Canadian Western Bank、HSBC Bank Canada、Laurentian

Bank of Canada) の合計。ATM 数は 8 行(ビッグ・シックス、HSBC Bank Canada、Laurentian Bank) の合計。

(出所)カナダ統計局(Statistics Canada)(閲覧日: 2023 年 1 月 4 日)

人口: "Population estimates, quarterly" https://www150.statcan.gc.ca/t1/tbl1/en/tv.action?pid=1710000901 カナダ銀行協会(Canadian Bankers Association) (閲覧日: 2023 年 1 月 4 日)

ATM 数 https://www.cba.ca/abms-in-canada 支店数 https://www.cba.ca/bank-branches-in-canada

近年のカナダでは、オンライン送金の利用増加など消費者の行動変化を受け、支店や ATM の展開状況に変化が生じつつある。カナダ中銀の調査によれば、テラーレスと呼ばれる、現金出納窓口を持たない支店が増加している。現金出納サービスは支店内に併設した ATM のみで取り扱い、有人窓口では金融アドバイザリー業務などの対人サービスを提供するという方針に、銀行がシフトしつつある。

TD グループではチャットボット型の個人向けヘルプサービスの提供を開始するなど、新技術を利用した新たなサービス提供に繋げる動きも表れている。

ビッグ・シックスではモバイル・アプリが急速に浸透している。カナダ銀行協会によると、2015年に723.1百万件と549.3百万件であったABM(ATMと同義)及びオンライン・バンキングの取引件数は、2020年には469.4百万件と489.0百万に減少する一方、モバイル・バンキングは同期間に287.1百万件から947.7百万件に拡大している9。また、取引のほとんどをオンライン・バンキングで行うとしているのが国民の49%、モバイル・バンキングで行うとしているのが29%で、デジタル・バンキングの利用人口は78%に達している9。一方、通常は支店を利用するとしているのは国民の10%にとどまっている。このようなデジタル・バンキングの浸透はコロナ禍で拡大し

<sup>91</sup> カナダ銀行協会ウェブサイト(閲覧日: 2023 年 2 月 22 日)https://cba.ca/transactions-by-delivery-channel?l=en-us

<sup>92</sup> カナダ銀行協会ウェブサイト (閲覧日: 2023 年 2 月 22 日) https://cba.ca/fast-facts-the-canadian-banking-system

たが、引き続きデジタル・バンキングを利用するとする人口は、75%に達している。

庶民金庫を統括するデジャルダン・グループは、フィンテックに特化した投資ファンドを設立し、500 億カナダドルの投資を行う計画を発表している %。また、地域密着型の金融サービスの提供や、バスを活用した移動式支店、学生の進路・キャリア相談所の運営、若年層の起業支援など、顧客の裾野を広げるための様々な取り組みを強化している。2019 年年次報告書では、同グループのデジタルトランスフォーメーションが目標の目玉に掲げられている。具体的には、商品やサービスのモバイル対応の拡充や、顧客の多様化するニーズに合わせたサービスを提供するための人材の獲得、育成を行うとしている。また、同グループと Google Assistant の連携や同グループのモバイルアプリケーション Accés D を活用した顧客の住宅ローン申込支援、小規模事業のローン審査を 48 時間で行い 5 日後に貸付開始をするといったサービスの提供など、消費者へのアプローチのデジタル化を加速させている 94。

# (6) インターネット専業銀行

店舗をもたないオンライン専業銀行として、Tangerineや EQ Bank、Simplii Financial 等がある。

Tangerine%はスコシアバンクの子会社で、2012年にスコシアバンクが買収した ING Direct Canada を 2014年に改名して操業を開始。顧客数は 200万人以上とされる。店舗はもたないが、トロント、モントリール、バンクーバー及びカルガリーに、金融サービスの情報やアドバイスの提供を目的とする"cafes"と称する場(コーヒー付き)を設けている。当座預金、普通預金、投資口座といった預金・貯蓄商品、住宅ローン、クレジット・ラインなどの貸付商品、クレジットカードを含むフルバンキング・サービスを展開している。当座預金や普通預金は手数料無料で、相対的に高金利となっている。iOSと Androidで利用できるモバイル・アプリを提供している。国内 3,500 台のATM をはじめ世界で 44,000 台の ATM にアクセス可能となっている。スコシアバンクのATM 利用料は無料となっている。預金保険機構加盟銀行である。

EQ Bank%は2016年に操業を開始し、顧客数は29万人以上とされ、2022年12月には、従来サービスを展開していなかったケベック州への参入を発表している9%。モバイル・アプリはiOSとAndroidで利用可能である。預金商品のSavings Plus Accountは小切手の支払も可能で、口座維持手数料や電子資金振替、EQ口座間の振替は無料、最低残高の規定もなく、相対的に高金利(2023年2月22日時点で2.50%)である。GICs、TFSA Saving Account、RSP Savings Account の提供も行っている。預金保険機構加盟銀行である。

Simplii Financial 98は CIBC の一部門として 2017年に設立。顧客数は約 200 万とされている。当座預金、普通預金のほか、GICs、TFSA、RESP等の投資口座、住宅ローンや無担保ローン等の貸付商品、クレジットカード等を提供している。当座預金、普

<sup>93</sup> Desjardins (2018) "2017 Desjardins Group Annual Report" https://www.desjardins.com/ressources/pdf/d50-rapport-annuel-mcd-2017-t4-e.pdf?resVer=1521046909000

<sup>94</sup> Desjerdin グループ年次レポート (2019 年版参照) では、テーラーメードの金融サービスや、若年者・移住者向けの金融教育プログラムなど、多様な角度から消費者に寄り添ったサービスの提供を目指す姿勢が窺える。

<sup>95</sup> Tangerine ウェブサイト(閲覧日:2023年2月22日)https://www.tangerine.ca/en/about-us

<sup>96</sup> EQ Bank ウェブサイト (閲覧日: 2023年2月22日) https://www.eqbank.ca/

<sup>97</sup> https://www.prnewswire.com/news-releases/eq-bank-launches-in-quebec-301698532.html(閲覧日:2023年1月4日)

<sup>98</sup> Simplii Financialhttps ウェブサイト (閲覧日: 2023年2月22日) https://www.simplii.com/en/home.html

通預金の口座維持手数料は無料で最低残高の規定も無い。預金金利は相対的に高水準。 CIBC の国内 ATM へのアクセスが可能で、24 時間体制の電話サポートを提供している。モバイル・アプリは iOS と Android で利用可能である。

### (7) デジタル通貨導入に向けた動き

中央銀行副総裁の Carolyn Wilkins 氏は 2018 年 10 月の講演 90で、暗号通貨に代表される Cryptoassets (暗号資産)が、金融包摂、プライバシー、安全資産へのアクセスという観点において、中央銀行が発行するデジタル通貨の先行きに示唆を与えるものであると言及した。一方で、金融制度の安定性や、金融政策運営に暗号資産が与える影響については、今後も議論すべきであると指摘している。同副総裁のレポート(2019)100では、暗号資産の出現は、インフレターゲティングという現在の金融政策の枠組みに対して、実行を阻害するものではないと評価している。また、今後の新たな政策枠組みに対しても、実現可能な政策基盤を示唆するものではないと評価している。

暗号資産の普及に対するリスクについては、2019 年の金融システム報告書 (Financial System Review) 101において、中央銀行の評価が示されている。暗号資産について「消費者と投資家に対して、金融安定性におけるリスクを与える」ものであると指摘している。現状では、暗号資産がカナダの金融システム全体の安定性を明確に阻害することはないものの、引き続き国内外の取引・規制動向についてモニタリングを継続することが必要という評価である。

先述の通り、2017 年 8 月に発出されたカナダ証券管理委員会 (CAS) の通達により、暗号通貨・資産を証券業の規制・監督の対象とすることが示されたのに続いて、2018 年 6 月には、トークンの発行/販売について証券業関連規制の適用の指針が示された (CAS Staff Notice46-308) 102。

2019 年 3 月に、CAS とカナダ投資業規制機構(IIROC: Investment Industry Regulatory Organization of Canada)によるコンサルテーション・ペーパー(21-402)が公表され、暗号資産取引プラットフォームの枠組みが提案された。そこでは、暗号資産取引プラットフォームは、IIROC 登録ディーラーと市場参加者で構成されるべきとされ、関連する証券業規制の適用が示唆された。2020 年 1 月には、CSA から暗号資産取引所への証券業関連規制の適応について、指針が発出されている(Staff Notice 21-327)。

**2014** 年にはマネーロンダリングとテロリストへの資金供給に対する規制法 (PCMLTFA: Proceeds of Crime (Money Laundering) and Terrorist Financing Act) が、仮想通貨 (Virtual currencies) 取引にも適応されるように改正された。**2018~20** 年にかけてその細則が制定され、それらが発効した **2021** 年 6 月以降、仮想通貨ディーラーは、同法下でカナダ金融取引及び報告分析センター (FINTRAC: Financial Transactions and Reports Analysis Center of Canada) に、マネー・サービス事業者 (MSBs: Money Services Businesses) としての登録が求められることになった。

中央銀行デジタル通貨 (CBDC: Central Bank Digital Currency) については、2020

James Chapman and Ca 101 Bank of Canada (2019)

<sup>99</sup> Carolyn A. Wilkins (2018)

<sup>&</sup>lt;sup>100</sup> James Chapman and Carolyn A. Wilkins (2019)

<sup>102</sup> https://iclg.com/practice-areas/fintech-laws-and-regulations/canada (閲覧日:2023年1月4日)

年 9 月に緊急時対応計画を公表し、2022 年 3 月には米国 MIT との共同開発計画を発表 103 するなど、開発を進めているものの、今のところ発行する必要はないとしている 104。

### 2. 郵便局金融を含めた金融包摂

### (1) 格差に関する社会情勢・国民意識とそれらを背景とした格差是正政策

所得格差について、2021年の国勢調査(5年に1回実施)の結果を見ると、家計所得(税引き後)の上位10%と下位10%の比率でみる格差指標は、2020年には3.8と、前回調査時(2015年)の4.6から縮小している105。また、ジニ係数を見ると、税引き前所得は2015年の0.464から2020年に0.462とほとんど変わらないが、税引き後所得では0.342から0.302~低下している。このような税引き後所得の格差縮小は、税額控除等の格差是正措置の効果を示すものと評価されている106。前回の国勢調査実施時以降、Canada Child Benefit が導入されているほか、コロナ禍を受けた緊急支援措置が講じられている。

Canada Child Benefit は、「子供の貧困問題」の克服を目指し 2016 年 7 月に始動した児童手当支給プログラムである。2016 年国勢調査によると、2015 年の貧困率は14.5%であったが、子供の貧困率は0~5歳で19.2%、6~10歳で18.6%、11~17歳で16.6%と全体を上回っていた。同プログラムでは、低~中所得の18歳未満の子供のいる家庭を対象に養育費を支援するもので、2030 年までに子供の貧困を対 2015 年比50%の削減を目指している。2022/23年度には、6歳未満の子供一人当たり最大6,997カナダドル/年、6~17歳までの子供一人当たり最大5,903カナダドル/年が支給される107。2021年国勢調査によると、2020年の貧困率は8.1%に低下し、子供の貧困率は0~5歳で9.1%、6~10歳で8.5%、11~17歳で7.9%と、大幅に低下している108。

子供の貧困問題に加え、カナダでは先住民の格差問題が深刻である。子供の貧困問題でも、ひとり親家庭の子供に加え、先住民の子供の貧困が大きな問題となっている。 2021 年国勢調査によると、2020 年の先住民の人口は 5.0%である 109。憲法で規定される先住民には、ファースト・ネイションズ(First Nations、北米インディアン)、メティス(Metis、先住民とヨーロッパン人の両方を祖先とする人々)、イヌイット(Inuit、北極地方の人々)の 3 グループがあるが、とりわけ大都市圏の先住民で貧困問題は深刻となっている。マニトバ州ウィニペグ(Winnipeg)では、2020 年の先住民の貧困率は、ファースト・ネイションズが 23.2%、メティスが 10.5%、イヌイットが 14.4%で、先住民全体で 16.0%と、非先住民の貧困率の 8.4%を大幅に上回っている 110。

<sup>103</sup> 中央銀行ウェブサイト(閲覧日: 2023 年 1 月 4 日)https://www.bankofcanada.ca/2022/03/central-bank-digital-currency-collaboration/

<sup>104</sup> 中央銀行ウェブサイト(閲覧日: 2023 年 1 月 13 日)https://www.bankofcanada.ca/research/digital-currencies-and-フィンテック/projects/central-bank-digital-currency/

<sup>105</sup> カナダ統計局ウェブサイト (閲覧日:2023年1月10日)

https://www150.statcan.gc.ca/t1/tbl1/en/tv.action?pid=9810009601

<sup>106</sup> https://cupe.ca/new-data-reveals-drop-income-inequality-across-canada(閲覧日:2023年1月10日)

<sup>107</sup> https://www.canada.ca/en/employment-social-development/news/2022/07/families-across-canada-will-see-increase-in-canada-child-benefit.html(閲覧日:2023年1月10日)

<sup>108</sup> カナダ統計局ウェブサイト(閲覧日: 2023 年 1 月 10 日)https://www12.statcan.gc.ca/census-recensement/2021/as-sa/98-200-X/2021009/98-200-X2021009-eng.cfm

<sup>109</sup> カナダ統計局ウェブサイト(閲覧日: 2023 年 1 月 10 日)https://www150.statcan.gc.ca/n1/daily-quotidien/220921/dq220921a-eng.htm

<sup>110</sup> カナダ統計局ウェブサイト (閲覧日: 2023 年 1 月 10 日) https://www12.statcan.gc.ca/census-recensement/2021/as-

先住民問題では、2021年5月に、ブリティッシュ・コロンビア州において、同化政策を推進していた先住民寄宿学校の跡地から、記録の無い 215 人分の子供の遺骨が発見され、大きな衝撃を与えた \*\*\*。先住民寄宿学校では 1881~1996年までに同化政策のために 15万人を超える先住民族の子供が収容され、十分な食糧も与えられずに、体罰や性的虐待を受けていたと見られている。2022年1月に、政府当局は先住民に対する 2種類の和解協定案を発表 \*\*\*2。同化政策のため先住民の子供を強制的に家族から引き離したことに対する補償金 200 億カナダドルの支払と、先住民の子供に必要なサービスが提供されるように児童福祉制度の改善のために今後 5年間に 200 億カナダドルを充当するというものである。

### (2) 金融包摂政策における国、自治体、郵便局、銀行の関わり

カナダにおける金融包摂は、高い水準にある。世界銀行の調査によれば、2021 年には 15 歳以上人口の 99.63%が金融機関またはモバイル・マネー・サービス事業者に口座を保有 113しており、ほぼ全ての国民が何らかの金融機関を利用している。口座へは ATM やモバイル端末からアクセスすることが想定される。カナダにおいては、成人 10 万人当たりの ATM 設置台数は 212 (2021 年) と、高所得国平均 (63) と比較しても 非常に高い水準にある。それに加え、信用協同組織の存在を考慮すれば、カナダにおける金融サービスへのアクセシビリティは十分に高いと評価できよう。

このように、国全体でみれば、カナダにおいては金融サービスが十分に普及していると言えるが、主要金融機関のサービスから除外されてしまった低所得者などが、不適正な金融サービスを選択せざるを得ないことが問題となっている。とりわけ政府が問題視しているのは、ペイデイローン(payday loan)、すなわち超短期の高利貸付である 114。カナダでは制度上、消費者は最大 1,500 カナダドルまで借り入れることができるが、ペイデイローンは資金繰りが短期的になるうえ、返済利子率が非常に高く、家計の負債を拡大させかねない。金融消費者局は、消費者に利用を控えると同時に、銀行・政府発行の小切手など、その他の手段で資金を調達するよう、注意喚起を行っている 115。

金融排除されてしまった人々に関しては、より適した金融サービスの必要性が議論されている。カナダ政府は金融セクターにおける規制・政策枠組みの改革に取り組んでおり、その第1弾では金融セクターにおける政策枠組みに対する意見書 116が提出された(2016年)。意見書に対するコメントでは、低所得者や資産保有額の低い人々に適切な金融サービスの利用を促すには、現行の枠組みでは不十分であるという意見が上がっている 117。したがって、ビッグ・シックスをはじめとした大手金融機関が必要性を認識し、少額・短期の資金貸付や資産構築口座などのサービスを提供していくことが必要であると指摘されている。

116 Department of Finance Canada (2016)

sa/98-200-X/2021009/98-200-X2021009-eng.cfm

<sup>111</sup> https://www.reuters.com/article/pope-canada-idJPKBN2P01VD(閲覧日:2023年1月10日)

<sup>112</sup> https://jp.reuters.com/article/canada-indigenous-fostercare-idJPKBN2JE1X6(閲覧日: 2023 年 1 月 10 日)

<sup>113</sup> ここでは、回答者が自身の名義の口座、または配偶者・パートナーなどとの共有口座を保有している場合を指す。 https://data.worldbank.org/indicator/FX.OWN.TOTL.ZS (閲覧日: 2023年1月5日)

<sup>114</sup> Government of Canada "Payday loans" (閲覧日: 2021年1月5日) https://www.canada.ca/en/financial-consumer-agency/services/loans/payday-loans.html

<sup>115</sup> 岩井 (2013)

<sup>&</sup>lt;sup>117</sup> Jerry Buckland, Gail E. Henderson (2016) "Re: Review of the Federal Financial Framework", November 14 https://www.fin.gc.ca/consultresp/pdf-ssge-sefc/ssge-sefc-26.pdf

#### (3) 提供される金融商品・サービス

金融包摂の促進には、グループ連帯貸付サービスや、少額金融サービスなどのマイ クロファイナンスが手段として挙げられる。カナダでは、信用協同組織を担い手とす る少額金融サービスが古くから根付いている。一方で、発展途上国等で近年に発展し てきた、グループ連帯貸付のようなマイクロファイナンスの仕組みはさほど浸透して いない。 実際、1990 年代に Calmeadow Foundation という非営利組織が連帯貸付型の マイクロファイナンスを展開したが、都市部では浸透せず1999年に経営破たんした事 例もある 118。信用協同組織以外には、現在では Royal Bank of Canada による RBC Social Finance Initiative 119や、Community Futures Development Corporation (以下、CFDC) という地域開発公社、 カルガリーの地域経済開発を目的とする Momentum<sup>120</sup>という 非営利組織によるマイクロファイナンスの取り組みが知られている。これらは社会・ 環境分野などの業務分野を絞り、小規模の資本金拠出を行うプログラムや、貧困層の 起業・就業支援などを行っている。ブリティッシュ・コロンビア州に拠点を置く Community Micro Lending (CML) <sup>121</sup>では、資金調達が困難な借手と貸手をピア・ト ゥー・ピアでマッチングするサービスを展開している。事業アイデアを有しながらも 銀行からの融資を受けられない個人起業家のビジネスプランを同サービスが評価した うえで、ウェブサイト上で個人の融資を募るものである。融資は1人あたり最低 250 カナダドルで、上限はない。また、CML は、地域経済の屋台骨である小規模事業の支 援を通じて地域経済を活性化することを目的に、起業人材の育成、金融リテラシー強 化のためのトレーニング/サポート・プログラムを複数実施している。これらのプロ グラム実施のための資金提供には、ブリティッシュ・コロンビア州、ビクトリア市、 Victoria Foundation, the Lobstick foundation, BC Association of Aboriginal Friendship Centres といった生活弱者の地位向上プログラムを促進する団体や組織が名を連ねて いる。

マイクロファイナンスの中でも、少額貸付サービスは民間の消費者金融機関により 提供されている。具体的な事業例としては、Alterna Savings がトロント、オタワ地域 のコミュニティ組織と協同し、少額ローンなどのマイクロファイナンス・プログラム を展開している。そのほか Oiko Credit など、他にも類似したサービスを提供する金融 機関が複数存在する。

### (4) 政策評価と方向性

カナダでは郵便貯金制度は 1968 年に廃止されたが、金融包摂への郵便貯金への期 待は根強くあり、カナダ・ポスト従業員組合は粘り強いロビー活動を展開してきた。 同組合のロビー活動の目的には、全国津々浦々に展開している郵便局の存在が金融包 摂に貢献できるということだけではなく、雇用創出への期待もある。こうしたなか、 先述の通り、2022年10月に、カナダ・ポストがトロント・ドミニオン銀行との提携 により郵便局での小口融資サービス(1,000~30,000 カナダドル)の提供開始を発表

<sup>118</sup> The GLOBE AND MAIL (2012) "Can microcredit work in Canada?", January 30 (2018年5月9日更新、閲覧日:2020年5月22日)

https://beta.theglobeandmail.com/life/giving/can-microcredit-work-in-canada/article1360187/?ref=

<sup>119</sup> Royal Bank of Canada "RBC Social Finance Initiative" (閲覧日:2020年5月22日) http://www.rbc.com/community-sustainability/rbc-social-finance-initiative/index.html

<sup>120</sup> momentum "What We Do" (閲覧日:2020年5月22日)

https://momentum.org/who-we-are/what-we-do/

<sup>121</sup> Community Micro Lending "who we are" http://www.communitymicrolending.ca/who-we-are

しており、今後の動向が注目される。

# 3. その他

### (1) 顧客データを活用したビジネス動向

オープンバンキングは、銀行等金融機関が保有する顧客情報をフィンテック企業などの第三者金融機関に公開することにより、利用者にとっての金融サービスの利便性向上を図ることを目的とする。欧州や米国、日本、オーストラリアなど世界各国の規制当局や政府機関が取り組みを進めている。特に、大手銀行による寡占を問題視していた英国政府が力を入れており、2016年2月にOpen Banking Standard を策定し、オープンバンキングの枠組みやロードマップを定め、国内競争環境の改善の取り組みを始めた。

カナダでは、2018 年 9 月にオープンバンキング諮問委員会 (Advisory Committee on Open Banking) が設立され、オープンバンキングのメリット検証 122を発表した。同検証では、金融サービスでの競争活性化により、消費者のニーズに応える革新的商品やサービスの創出が促進されるとの見解が示されている。また、オープンバンキングは消費者や小規模事業主に新しいチャンスを開くと同時にリスクをももたらすとしており、サイバーセキュリティやプライバシー保護などのリスクの軽減の検討など、規制や監督面での課題 123を残している。

**2022** 年には、オープンバンキングの枠組みについて、認定、責任、プライバシー、及びセキュリティのそれぞれに関するワーキンググループが設けられ、現在、**2023** 年 9 月末を期限に議論が進められている <sup>124</sup>。政府はオープンバンキングの枠組み整備を **2023** 年初めとしていたが、**2023** 年末または **2024** 年初めにずれ込むと見込まれている。

### (2) リテール拠点における感染症対策

新型コロナウイルス感染拡大を受けた国内行動制限については、基本的に、連邦政府ではなく、州・準州政府が責任及び権限を有している。接触感染アプリとしては、連邦政府が提供する COVID Alert がある。Bluetooth 通信を介してアプリ・ユーザー同士の接触履歴を記録するもので、陽性の検査結果が出たユーザーが医療機関からワンタイム・キーを受け取りアプリ上にアップロードすることで、過去 14 日間に 2 メートル以内で 15 分以上接触したほかのユーザーに接触者通知としてアラートが通知される。

金融サービス事業者は電力エネルギー電力、水道、情報通信、運輸、保健・医療等とならび、エッセンシャル・ワーカーに定義されている 125。2020 年春の感染拡大当初、ビッグ・シックスは、一部支店の閉鎖、営業継続支店の営業時間の短縮、窓口での対応から ATM やオンライン・バンキング、モバイル・バンキングへの誘導、スタッフのテ

<sup>122 &</sup>quot;A Review into the Merits of Open Banking" https://www.canada.ca/en/department-

finance/programs/consultations/2019/open-banking.html

<sup>123 &</sup>quot;Open Banking Report - Open Banking 101" https://www.canada.ca/en/department-

finance/programs/consultations/2019/open-banking/summary.html

<sup>124</sup>https://mcmillan.ca/insights/the-road-to-canadas-open-banking-framework-updates-from-the-working-group-meetings/(閲覧日: 2023年1月5日)

<sup>125</sup> https://www.publicsafety.gc.ca/cnt/ntnl-scrt/crtcl-nfrstrctr/esf-sfe-en.aspx(閲覧日:2023年1月5日)

レワークへの移行といった対応を取った 126。

最大の州別人口を有するオンタリオ州では、2021年1月及び4月に緊急事態宣言及びロックダウン措置の導入127もあったが、10月には公衆衛生対策の段階的長期緩和措置が発表128され、感染状況や医療施設の状況、ワクチン接種の進展等に応じて、ワクチン接種証明の必要要件の緩和等が進められた。2022年6月には、公共交通機関や病院でのマスク着用義務が解除され129、8月には無症状陽性者の隔離義務(5日間)も撤廃された130。しかしながら、その後11月には、感染リスクの拡大や医療制度への圧力の高まりから、再び屋内でのマスク着用が強く推奨されるようになっている131。

事業所では、新型コロナウイルス感染対策のセイフティー・プランの策定が求められている <sup>132</sup> 。雇用者に対して、事業所内の感染リスクを認識し、マスクの利用やスクリーニング、食事や休憩のとり方、ワクチン接種など、取るべき対策を定め、従業員の健康維持に責任を果たすことが求められている。

# (3) 高齢化対策

カナダでは、**2016** 年の国勢調査の結果において、**2015** 年の **65** 歳以上の高齢者人口が **16.9**%と、**14** 歳以下の子供の人口の **16.6**%を初めて上回り、少子高齢化の急速な進展が注目された <sup>133</sup>。世銀データによると、**2021** 年には高齢者人口が **19**%を占めている <sup>134</sup>。

カナダ銀行協会は、2014年に、55歳以上を対象とする金融リテラシー教育プログラム "Your Money Seniors"を導入している <sup>135</sup>。詐欺防止(Fraud Prevention)、金銭的虐待(Financial Abuse)、資金管理(Cash Management)の 3 テーマについて、各々1時間ずつの無料セミナーを提供している。詐欺防止では、高齢者をターゲットとする詐欺の見抜き方や防ぎ方について、金銭的虐待では、とりわけ代理権や共同口座に関わるリスクについて、資金管理では、退職後の資金的備えについて、金融関係者有志が講習を行っている。申し込みは、ウェブサイト上のフォームや電話で受け付けている。

デジタル化の進展で、高齢者のデジタルリテラシーの向上は大きな課題であるが、 コロナ禍によりその緊急度が高まった。2020 年 11 月、カナダ銀行協会は、非営利団 体 ABC Life Literacy Canada が高齢者のデジタルリテラシー向上を目的に提供してい

 $<sup>^{126}</sup>$  https://www.ctvnews.ca/health/coronavirus/big-banks-working-together-to-limit-branch-hours-reduce-number-of-branches-1.4856046(閲覧日: 2023 年 1 月 5 日)

<sup>127</sup> https://www.jdsupra.com/legalnews/ontario-s-covid-19-response-a-history-1280608/(閲覧日:2023年1月5日)

 $<sup>^{128}</sup>$  https://news.ontario.ca/en/release/1001027/ontario-releases-plan-to-safely-reopen-ontario-and-manage-covid-19-for-the-long-term(閲覧日:2023 年 1 月 5 日)

<sup>129</sup> https://news.ontario.ca/en/statement/1002160/most-masking-requirements-to-be-lifted-on-june-11(閲覧日:2023年1月5日)

<sup>130</sup> ジェトロ ビジネス短信 2022 年 9 月 2 日付け (閲覧日: 2023 年 1 月 5 日)

https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/09/f4ae9c86890fbdfa.html

<sup>131</sup> ジェトロ ビジネス短信 2022 年 11 月 16 日付け (閲覧日: 2023 年 1 月 5 日)

https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/11/f1930c810cb078ab.html

<sup>&</sup>lt;sup>132</sup> オンタリオ州政府ウェブサイト(閲覧日: 2023 年 1 月 5 日)https://www.ontario.ca/page/covid-19-workplace-health-safety

<sup>&</sup>lt;sup>133</sup> https://www.afpbb.com/articles/-/3127236 (閲覧日: 2023年1月10日)

<sup>134</sup> 世界銀行ウェブサイト(閲覧日: 2023 年 1 月 10 日)https://data.worldbank.org/indicator/SP.POP.65UP.TO.ZS

<sup>135</sup> カナダ銀行協会ウェブサイト(閲覧日: 2023 年 1 月 13 日)https://cba.ca/about-your-money-seniors、

https://cba.ca/banks-respond-unique-needs-senior

るプログラム ABC Internet Matters への支援(期間 1 年間)を発表した 136。高齢者の間でもインターネットユーザーは増加しているものの、安全かつ適切な利用に関するスキルは不足している。同プログラムでは、英仏 2 カ国語版の包括的なテキストが無償配布され、学習のためのウェブサイトが開設されている。

-

<sup>&</sup>lt;sup>136</sup>カナダ銀行協会ウェブサイト(閲覧日: **2023** 年 1 月 10 日) https://cba.ca/strengthening-digital-literacy-during-covid-19

### く出所資料一覧>

## 【国際機関・外国機関文献・データベース】

- 日本国外務省ウェブサイト
- · International Monetary Fund
- Group of 30

### 【中央銀行·監督官庁·銀行協会等 HP】

- · 金融機関監督庁(OSFI)
- カナダ財務省
- カナダ議会
- カナダ信用組合協会
- カナダ銀行
- カナダ監査局
- カナダ預金保険機構(CDIC)
- カナダ統計局
- ・ カナダ貸付協会
- カナダ銀行協会

### 【郵政公社・郵貯等】

・カナダ・ポスト

#### 【民間金融機関等 HP】

- Desjardins
- Desco Federal Credit Union
- · Meridien Credit Union
- Toronto-Dominion Bank

# 【論文・雑誌・業界紙】

# <邦文>

・ 入舩剛(1994)「カナダの金融制度改革について―子会社方式による相互参入を中心に―」(日本銀行金融研究所『金融研究』、第13巻第2号、1994年7月)

### (https://www.imes.boj.or.jp/research/papers/japanese/kk13-2-2.pdf)

・ 岩井浩一(2013)「カナダの金融監督制度の概要—グローバル金融危機を乗り切った背景を中心に 一」(金融庁金融研究センター ディスカッションペーパー、2013年6月)

#### (https://www.fsa.go.jp/frtc/seika/discussion/2013/04.pdf)

・ 川島啓右(1999)「カナダの 2 大銀行合併とその影響―カナダ金融機関の動向と人的資源革新」 (日本国際経済学会『国際経済』1999 巻 50 号)

# (https://www.jstage.jst.go.jp/article/kokusaikeizai1951/1999/50/1999\_50\_140/\_pdf/-char/ja)

近藤崇史(2018)「決済システムレポート・フィンテック特集号―金融イノベーションとフィンテック」日本銀行

### (https://www.boj.or.jp/announcements/release\_2018/data/rel180214a2.pdf)

・ 税制調査会(2019)「政府税制調査会海外調査報告(アメリカ・カナダ)(報告書)」内閣府

(https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/1zen25kai2.pdf)

・ 林直嗣(1992)「カナダの金融システムとその改革」(慶応義塾経済学会『三田学会雑誌』、84 巻 4 号)

(http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/download.php/AN00234610-19920101-0116.pdf?file\_id=86790)

・ 藤原康史(2003)「北米協同組織金融の源流を探る―カナダのデジャルダン・グループの経営戦略 から信用金庫の戦略を考える―」(信金中央金庫 地域・中小企業研究所『信金中金月報』、2003 年3月増刊号)

(http://www.scbri.jp/PDFsonohoka/sonota8.pdf)

・ 山田直夫(2019)「カナダの非課税貯蓄口座―制度と実態の概観―」(日本証券経済研究所『証券 レビュー』、第 59 巻第 11 号)

(http://www.jsri.or.jp/publish/review/pdf/5911/03.pdf)

# <英文>

• Bank of Canada (2020) "Financial System Review-2020"

(https://www.bankofcanada.ca/2020/05/financial-system-review-summary-2020/)

• Bank of Canada (2022) "Financial System Review—2022"

(https://www.bankofcanada.ca/2022/06/financial-system-review-summary-2022/

 Bordo D. Michael, Hugh Rockoff, Angela Redish "A Comparison of the United States and Canadian Banking Systems in the Twentieth Century: Stability vs. Efficiency?", National Bureau of Economic Research, NBER Working Paper No.4546, November 1993

(https://www.nber.org/papers/w4546.pdf)

- The Canadian Bankers Association (2016) "How Canadians Bank: Annual trucking study on Canadian attitudes and behaviors towards banking"
   (<a href="http://www.cba.ca/Assets/CBA/Documents/Files/Article%20Category/PDF/info-howCanadiansBank-poll-2016-en.pdf">http://www.cba.ca/Assets/CBA/Documents/Files/Article%20Category/PDF/info-howCanadiansBank-poll-2016-en.pdf</a>)
- Canadian Digital Asset Coalition (2019) "Submission to the Joint Canadian Securities
  Administrators / Investment Industry Regulatory Organization of Canada on Consultation
  Paper 21-402: Proposed Framework for Crypto-Asset Trading Platforms"

(https://www.osc.gov.on.ca/en/com 20190516 21-402 cdac.pdf)

Carolyn A. Wilkins (2018) "Money for nothing? A Central Banker's Take on Cryptoassets",
 Bank of Canada, 4 October 2018

 $(\underline{https://www.bankofcanada.ca/2018/10/money-for-nothing-a-central-bankers-take-on-cryptoassets/})$ 

- Charles Freedman (1998) "The Canadian Banking System", Bank of Canada (https://www.banqueducanada.ca/wp-content/uploads/2010/01/tr81.pdf)
- Choudhri U. Ehsan, Lawrence L. Schembri "A Tale of Two Countries and Two Booms, Canada and the United States in the 1920s and the 2000s: The Roles of Monetary and Financial Stability Policies",14 April 2013

 $(\underline{https://carleton.ca/choudhri/wp-content/uploads/A-Tale-of-Two-Countries-and-Two-Booms-Canada-and-the-United-States-in-the-1920s-and-the-2000s.pdf)}$ 

· Christopher S. Henry, Kim P. Huynh and Q. Rallye Shen (2015) "2013 Methods-of-Payment Survey Results", Bank of Canada Discussion Paper 2015-4

(https://www.bankofcanada.ca/2015/04/discussion-paper-2015-4/)

Department of Finance Canada (2016) "Supporting a Strong and Growing Economy:
 Positioning Canada's Financial Sector for the Future", A Consultation Document for the
 Review of the Federal Financial Sector Framework, 26 August 2016

(https://www.fin.gc.ca/activty/consult/ssge-sefc-eng.pdf)

• Department of Finance Canada (2017) "Potential Policy Measures to Support a Strong and Growing Economy: Positioning Canada's Financial Sector for the Future", Review of the Federal Financial Sector Framework, 11 August 2017

(https://www.fin.gc.ca/activty/consult/pssge-psefc-eng.pdf)

• Financial Stability Board (2019) "BigTech in finance Market developments and potential financial stability implications", Financial Stability Board, 9 December 2019

(https://www.fsb.org/wp-content/uploads/Po91219-1.pdf)

• Government of Canada (2017) "Technology-led innovation and emerging services in the Canadian Financial Services Sector", Competition Bureau Canada, December 2017

(http://www.competitionbureau.gc.ca/eic/site/cb-bc.nsf/vwapj/フィンテック-MarketStudy-

<u>December2017-Eng.pdf/\$FILE/フィンテック-MarketStudy-December2017-Eng.pdf</u>)

 Government of Canada (2018) "Canada Gazette, Part I , Volume 152, Number 23: Regulations Amending Certain Regulations Made Under the Proceeds of Crime (Money Laundering) and terrorist Financing Act, 2018", Department of Finance, 9 June 2018

 $(\underline{http://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2018/2018-06-09/html/reg1-eng.html})$ 

• Government of Canada (2019) "Canada Gazette, Part2, Volume 153, Number14: Regulations Amending Certain Regulations Made Under the proceeds of Crime (Money Laundering) and Terrorist Financing Act, 2019: SOR/2019-240", Department of Finance, 25 June 2019

(http://gazette.gc.ca/rp-pr/p2/2019/2019-07-10/html/sor-dors240-eng.html)

 IIROC (2019) "Joint CSA/IIROC Consultation Paper 21-402 Proposed Framework for Crypto-Asset Trading Platforms" IIROC Notice, 14 March 2019

(http://www.iiroc.ca/documents/2019/196069ad-9053-4d8b-8022-a8e11a6c4385\_en.pdf)

• James Chapman and Carolyn A. Wilkins (2019) "Crypto "Money": Perspective of a Couple of Canadian Central Bankers", Bank of Canada, Staff Discussion Paper 2019-1,

(https://www.bankofcanada.ca/wp-content/uploads/2019/02/sdp2019-1.pdf)

• J.William Rowly QC and John F. Clifford (1999) "Canadian Banks: Why the Mega-Mergers were Stopped", McMillan Binch LLP, Global Competition Review, March 1999

(https://mcmillan.ca/Files/Canadian%20Banks Why%20the%20Mega-

Mergers%20were%20Stopped Mar%201999.pdf)

• OLIVER WYMAN(2017) "Consumer Banking in Canada: Omnichannel Strategy" (https://www.oliverwyman.com/content/dam/oliver-

wyman/v2/publications/2017/apr/Oliver Wyman Consumer Banking in Canada.pdf)

 Payments Canada(2017) "Canadian Payment Methods and Trends: 2017", Payments Canada Discussion Paper No.8, December 2017

(https://www.payments.ca/sites/default/files/17-Jan-

18/paymentscanada trendsreport2017 final.pdf)

 Walter Engert, Ben S. C. Fung (2019) "Cashless Bank Branches in Canada", Bank of Canada, Staff Analytical Note 2019-29

(https://www.bankofcanada.ca/wp-content/uploads/2019/10/san2019-29.pdf)

• Walter Engert, Ben S. C. Fung and Björn Segendorf (2019) "A Tale of Two Countries: Cash Demand in Canada and Sweden", Bank of Canada, Staff Discussion Paper 2019-7

(https://www.bankofcanada.ca/wp-content/uploads/2019/08/sdp2019-7.pdf)